

項目	内容
【総合相談】 CSW・アウトリーチとの連携による解決力の向上	令和8年度は南部圏域にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されました。地域包括支援センターだけでは対応の難しい、複雑な課題や複数の困りごとを抱えるケースについて、CSW・アウトリーチチームと連携しながら支援を行い、重層的な支援体制の充実を図ります。関係機関や地域資源とつながりながら、本人だけでなく世帯全体を視野に入れた支援を進め、地域で安心して暮らし続けられるよう課題解決につなげていきます。具体的には毎月ケースカンファレンスを開催し、協働が必要なケースを共有・検討することで、それぞれの役割を確認しながら具体的な支援につなげるとともに、第3層地域ケア会議に挙げて必要な資源の検討・創出につなげます。
【介護予防】 地域の医療職との協働による健康測定会・介護予防講座	健幸プラザとの共催による健康測定会では、地域の医療職・リハ職・薬剤師に協働を呼びかけ、測定後の健康相談や知識提供を充実させます。公社住宅での毎月の共催健康教室においても、すこやか福祉センターの保健師との協働だけでなく、事業所の医療職にも参加いただき、専門性を地域に還元できるようコーディネートします。今年度は民生委員協議会からも健康測定会の依頼があるため、体感された民生委員が高齢者を介護予防の場に誘いやすくなる機会を作ろうと考えています。
【認知症支援】 本人ミーティング・RUN伴など「本人主体」の支援	認知症があっても自分らしく地域で暮らし続けられるよう、本人の思いや希望を大切に「本人主体」の支援を推進します。認知症地域支援推進事業「いつものところ」と協働し、当事者の語りタイムを重ねてきましたが、さらに一歩進めて「本人ミーティング」を開催し、当事者同士が思いや経験を語り、家族や支援者に還元できる成果物を創ります。またRUN伴なかのへ企業協賛参加し、認知症への理解を拡げる活動に主体的に取り組みます。圏域にオレンジドクターが誕生予定ですので、認知症支援関係者とのシンポジウムの開催を目指していく予定です。
【災害対策】 「南中野災害イベント」の開催	昨年度、民生委員とケアマネジャーを対象に初めて開催した「南中野災害イベント」が好評でした。参加者より、継続開催しさらに具体的に有事の動き等の意見交換をしたいとの声が挙がったため、今年度は地域性を重視したリアルな意見交換のできる場を開催したいと思っています。また、南部すこやか福祉センターをはじめとした担当地区内の避難所開設訓練へ参加し、その経験をBCPのアップデートにつなげます。
【広報】 公式LINE・Instagramの活用	公式LINEに加え、新たにInstagramの開設準備を進め、活動報告や講座・イベント情報などを積極的に発信していきます。地域包括支援センターの取り組みや相談機能を、地域住民や関係機関により身近に感じてもらうことで、必要な人が早期に相談につながる環境づくりを進めます。また、多様な媒体を活用した情報発信を行うことで、幅広い世代への周知を図り、地域とのつながりや関係づくりを強化していきます

※1ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

令和8年度

中野区 南中野 地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

「健康福祉都市なかの」の4つの理念、4つの基本目標と、中野区地域包括ケア総合アクションプランの8つの柱を基盤に、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、そのためにもすべての世代がその能力に応じて支えあえるよう、地域包括ケアの中核的機関としての役割を果たしていきます。

令和8年度は、アウトリーチチームや町会・自治会・民生児童委員の方々との連携を一層進め、高齢者の生活を地域と協働して支えていくための中核拠点となり、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活でき、地域にある多様な社会資源などを活用し、地域で自立した生活を営めるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」をさらに推進します。

また、担当地区に住所を有する在宅のおおむね65歳以上の要介護者もしくは要介護となるおそれのある高齢者、またはその家族等が必要とする各種の保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられるように、中野区および南部すこやか福祉センター等の関係行政機関、サービス実施機関等と連携・連絡調整をはかり、区民の方が安心して暮らしていけるように支援してまいります。

2 人材育成方針

専門職としての自覚を持ち、そのスキルを高めていくために専門性に応じて勉強会を設けています。具体的には、大学教授や弁護士等、学識経験者による事例をとおして行う専門研修など、実務実践に直結した研修を行い、職員同士の情報交換や共有の機会としても有効に活用してまいります。

また、法人地域包括事業部18拠点内の地域包括支援センター管理者会議において、様々な支援を必要とする方々への援助の過程を共有することにより、「他法・他施策」などの知見を獲得します。研修報告書は、法人独自のシステムによる申請を通して、組織経営層まで把握がなされ、育成の観点からコメント等が職員へ還流します。そのことにより、さらに大きな気づきと学びを得てソーシャルワーク力を向上させてまいります。

II 事業実施体制

1 職員の配置

(1) 包括的支援事業担当者

社会福祉士	3名
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名
主任介護支援専門員	3名
介護支援専門員	2名

(2) 介護予防・生活支援サービス事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

社会福祉士	3名（兼務）
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名（兼務）
主任介護支援専門員	3名（兼務）
介護支援専門員	2名（兼務1名、専任1名）

(3) 指定介護予防支援事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

社会福祉士	3名（兼務）
-------	--------

保健師または地域保健の経験がある看護師	2名（兼務）
主任介護支援専門員	3名（兼務）
介護支援専門員	2名（兼務1名、専任1名）

- 2 管轄地域 南台1～5丁目全域
 弥生町1丁目38番1～10、24、25 39番
 弥生町2丁目36番7～9 37番5（一部）、9（一部）、40番8、41番8、43～53番
 弥生町3～6丁目全域
- 3 開設時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時00分
 国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く
- 4 休日・夜間相談体制 転送電話による対応

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第1号）

- i 相談援助台帳の整備（中野区要支援者台帳情報システムを含む）
- ii 高齢者（介護保険対象外）にかかる区のサービスについての情報提供
- iii 介護予防に関する相談、指導、助言
- iv 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整
- v オンラインの活用による相談面接やカンファレンスの実施

(2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第2号）

- i 成年後見制度の利用に関する相談について
 - ア 本人・家族からの相談や実態把握によって、その高齢者の心身の状況や生活状況等から、成年後見制度の利用について検討する。
 - イ 地域のネットワークの中で、区等と連携して支援する必要がある場合は、権利擁護に関するケース検討会議を開催する。
 - ウ より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、社会福祉協議会の権利擁護事業に引き継ぐ。
 - エ 中野区や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度（法定後見・任意後見）を普及させるための広報や説明会の取り組みを行う。
- ii 虐待が疑われるケースについての相談について
 - ア 虐待が疑われるケースの通報があった場合は、慎重に調査を行い、実態把握に努める。
 - イ 立ち入り調査や措置が必要と思われる場合は中野区福祉推進課と連携して支援を行う。
- iii 消費者被害の防止
 - ア 消費生活センターと情報連携を図る等、日常的に消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害の防止を目的とした関係機関への周知や啓発活動を行う。
 - イ 消費者被害に関する相談を聞き取り、被害に遭った高齢者の被害回復および再発防止のために警察・消費生活センター・弁護士等につなげる等の支援を行うこと。
- iv 権利擁護事業相談・支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用する。

(3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の45第2項第3号）

- i 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア ケアプランに関わる日常的、個別的な相談について支援を行う。
- イ サービス担当者会議の開催支援を行う。
- ii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援
 - ア 地域の介護支援専門員が持つ支援困難ケースに指導、助言を行う。
- iii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換及び日常的な連絡調整
 - ア 地域でのケアマネジャーのネットワークを構築する。

(4)被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項第1号二の規定により実施する事業）の実施

- i 介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメントを行うにあたっては、基本チェックリストの結果を踏まえて、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成につとめる。
- ii 高齢者の状態にあった具体的な目標を設定し、高齢者自身がそれを理解したうえで、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるようプランを策定する。
- iii ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や地域の社会資源を活用して、高齢者が無理なく、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を達成できるようつとめる。
- iv 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援を行う。
- v 委託可能な原則的ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託につとめる。
- vi 締結した指定介護予防支援事業者の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更するものとする。
- vii 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）及び中野区総合事業対応手順書を参考とする。

(5)認知症の人および家族への支援業務の実施

- i 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。なお、若年性認知症の人への支援については、若年性認知症相談窓口と連携を取る。
- ii より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チーム等を活用し、支援を行う。
- iii 地域住民や関係機関等に対して、認知症サポーター養成講座や認知症予防講演会等の実施を通じて、認知症に関する正しい知識の普及啓発等を行う。
- iv オレンジカフェや認知症地域支援推進事業の新たな地域拠点と連携体制を構築する。

(6)在宅療養者への支援の実施

- i 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口や関係機関と連携をとり、適切な支援につなげる。
- ii 地域住民や関係機関等に対して、区と協力して、在宅療養に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- iii 在宅医療介護連携を推進するため、在宅療養を支える多職種間のコミュニケーションツールである医療介護情報連携ICTシステムを活用する。システムは、区が指定するものを使用する。

(7)上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施

- i アウトリーチチームとの連携や地域のネットワークを活用した、積極的な情報収集を行う。
- ii 情報が寄せられやすい、信頼の置ける身近な支援センターを構築する。
- iii 虚弱高齢者を早期発見、早期対応するために、高齢者会館、まちなかサロン等に出向き、積極的に情報収集を行うとともに、個別の相談に応じ、基本チェックリストを実施する。

(8)上記の業務を実施する上で地域のネットワークの構築や活用

- i 地域のネットワークを構築するために、既存の社会資源やニーズを把握する。
- ii その作業を行うなかで、地域の社会資源マップとリストを作成する。
- iii ネットワークの構築、再構築を行い、ニーズに基づいて必要な連絡調整を行う。
- iv ネットワーク強化に向けた取り組みとして区が開催する各種会議や講演会に構成員として参加する。
- v ネットワークの維持・発展のために、目的を確認しながらコーディネートを行う。

(9)中野区地域包括支援センター運営協議会とのかかわり

- i 運営協議会での協議内容、決定事項に沿った運営を行う。
- ii 運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出する。

2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく委託業務（法第17条）

- ① 高齢者及び養護者への相談・指導及び助言を行う。
- ② 通報・届け出の受理をする。
- ③ 高齢者の安全の確認その他の事実確認をする。
- ④ 養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施する。
- ⑤ 第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をする。
具体的な実施方法は、『中野区高齢者虐待対応マニュアル』に沿って行う。

3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の22の規定により実施する事業）

- ① 被保険者に対する予防給付に関するケアマネジメントを行う。
 - i 予防給付に関するケアマネジメントを行うにあたっては、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成につとめる。
 - ii 高齢者の状態にあった具体的な目標を設定し、その達成のためのプランを策定する。
 - iii ケアプランの作成に関しては、予防給付のみならず、地域支援事業や地域の社会事業を活用し高齢者が無理なく、地域にとけこみながら目標を達成できるようつとめる。
 - iv 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援を行う。
 - v ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託につとめる。
 - vi 受託者は先に締結した指定介護予防支援事業者の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更するものとする。

4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）

- ① 自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者について実態調査を行い、理由書類等の作成を行う。
- ② 区からの依頼に基づき、区在宅福祉サービスの受給者等について、現在の状況を調査し、実態を把握した結果を中野区担当課に報告する。
- ③ 援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外等に訪問業務等の必要が生じた場合は、管理者の判断に基づき、必要な業務を行う。なお、当該業務を実施した場合は、中野区地域包括ケア推進課に必ず報告する。
- ④ 中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査の実施。

IV 運営体制

1 苦情対応

苦情については、真摯に受け止め、的確に内容を把握分析し、速やかに中野区地域包括ケア推進課に報告する。また、苦情事象の予防策の検討、水平展開にて継続的な改善につとめる。

2 職員研修

- ① 中野区や東京都、外部団体等が行う研修に積極的に参加し、スキルアップを図っていく。
- ② 法人内全体・階層別研修、事業部専門職研修、OJT研修により職員育成に取り組んでいく。

3 個人情報保護

この事業の実施に際しては、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則（平成2年規則第48号）第6条第1項に規定する以下の条件を遵守する。

- (1) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- (2) 委託事務以外の利用の禁止
- (3) 第三者への提供の禁止
- (4) 複写の禁止
- (5) 提供資料の返還又は廃棄の義務
- (6) 個人情報の管理に関する区の検査に応じる義務
- (7) 事故報告義務
- (8) 再委託の禁止
- (9) 条件に違反した場合の契約解除に関する事及び損害賠償に関する事。
- (10) その他個人情報の保護に関し必要な事項

4 事故緊急時の対応

事故・緊急時は、迅速、適正な処置を行い、必要な場合は中野区に報告し、指示を求める。また、処理状況を報告する。

5 施設・設備

みなみらいず（中野区弥生町5-26-11）の2階に配置。
事務スペース・相談窓口のほか、別室に相談室を設置している。

令和8年度地域包括支援センター 事業実施スケジュール

南中野 地域包括支援センター

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談	相談・実態把握等業務	相談受付・24時間電話対応・台帳作成整備・実態把握訪問・関係機関との情報共有・所内ケース検討会（毎月）											
		健康相談会 ・しんやまの家 ・南部高齢者		健康相談会 ・しんやまの家 ・南部高齢者		健康相談会 ・しんやまの家		健康相談会 ・しんやまの家 ・南部高齢者				介護家族の会 講師（弥生の園）	健康相談会 ・しんやまの家 ・南部高齢者
権利擁護	相談等業務	相談受付・関係機関との連携・ケースカンファレンスの主催や参加・成年後見制度の利用促進、案内、申立支援											
			ミニデイ権利擁護講話	法務支援@南部	民協権利擁護ミニ講話	多職種権利擁護研修①	ミニデイ権利擁護講話	法務支援@南部	多職種権利擁護研修②	ミニデイ権利擁護講話	民協権利擁護ミニ講話	法務支援@南部	
ケアマネ支援	ケアマネ後方支援等	個別相談・支援、困難事例等同行訪問、ケースカンファレンス参加											
ケアマネ支援	ケアマネ支援関連事業	南部圏域全体打合せ		事例検討会①	居宅部会共催研修①		居宅部会全体研修	主任CM連絡会研修発表	事例検討会②			居宅・医師会共催研修	事例検討会③
		ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング	ケアマネランチミーティング
マシ	ケアプラン作成に関すること	介護予防支援・介護予防ケアマネジメンのケアプラン作成にかかる業務の実施（契約・アセスメント・モニタリング・評価）											
マシ	ケアプラン作成に関すること	ケアプラン点検	ケアプラン点検	ケアプラン点検	法人プラン研修①	ケアプラン点検	ケアプラン点検	ケアプラン点検	法人プラン研修②	ケアプラン点検	利用者満足度調査	ケアプラン点検	ケアプラン点検
ワ	地域ネットワーク構築関連事業（※主催分のうち主なもの）	健康測定会ボランティアコーナー総会 olzカ参加	ミニデイ講話 いつものところ コラボ企画	健康測定会ミニデイ講話熱中症講座（しんやまの家） ボランティアパザ	ミニデイ講話熱中症講座（南部高齢者会館）	ミニデイ講話川島商店会夜店市 olzカ参加	ミニデイ講話認知症RUN伴企業協賛参画脳いきいき講座	健康測定会南中野地区祭り olzカ参加	弥生の園講座ミニデイ講話 いつものところ コラボ企画	年末年始の健康講話（2館） ミニデイ講話	ミニデイ講話まちなかサロン	健康測定会ミニデイ講話南部ささえあいネットワーク会議	ミニデイ講話民生委員との交流勉強会 olzカ
止	相談・通報受理・事実確認・養護者支援等業務	相談受付・受理 関係機関との連携 速やかな実態把握 コア会議参加 個別ケース会議の開催 養護者支援											
		虐待対応研修への参加・伝達研修 地域資源の情報提供 地域資源支援など											
職	職員研修実施及び参加	●包括新任職員研修（法人） ■法人医療職キャリアアップ研修	●東京都虐待基礎研修 ●都認知症対応力向上研修	●都包括職員研修（初任者） ●精神保健福祉研修（前期）	●中野区新任研修 ●都虐待テーマ別研修① ●認知症推進員初任者研修	●都包括職員研修（現任者） ■法人医療職キャリアアップ	●認知症地域支援推進員現任者研修 ■法人社会保険勉強会②	●東京都虐待応用A研修 ■法人事例研究発表会予選 ■法人医療職キャリアアップ研修	●精神保健福祉研修（後期） ●都虐待テーマ別研修② ■法人社会福	■法人社会保険勉強会③ ■法人感染症研修会 ■法人災害時机上訓練	●都虐待テーマ別研修③ ■法人医療職キャリアアップ研修	●東京都虐待応用B研修 ■法人社会福祉士勉強会	■法人社会保険勉強会④ ■法人事例研究発表会本選
そ	PR・周知関連事業、その他	LINE公式、Instagram開始、ホームページによる情報発信（月20回）、コラムシリーズ（各月1回）											
		包括通信発行	民協顔出し	民協顔出し	民協顔出し	民生とCMの情報交換会	RUN伴参画	民協顔出し地区祭出展	民協顔出し		民協顔出し	民協顔出し	
		地域密着型サービス事業所運営会議（GH鐵庵・たのしい家GH・いきいきSPA・DS宙・レドブック・小規模多機能千代田會館、他）											

項目	内容
地域の方と協働での居場所作り	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、地域で開催されているサロンやカフェ等で認知症カフェやフレイル予防に関する講座等の開催をおこない（既存の活動に付加価値を提供《ちょい足し》）、より多くの地域の方々が気軽に集まることのできる場所を作っていきます。
ACP の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ACP の概念として分かりやすく伝えていくことが今年の重要な取り組みと考えています。ACP と普段関わりにくい方でもわかりやすい説明を文書だけでなく、ビジュアル的なデザインも含めて分かりやすく説明できればと思っています
民生児童委員との関係強化	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、弥生・鍋横地区民生委員と地域包括支援センター職員との交流機会（茶話会）を作り、顔の見える関係を構築し、より円滑な情報交換ができるようにします。
地域専門職間のネットワーク強化とケアマネジメント力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のケアマネジャーやサービス事業所、医療関係者等との交流機会を作り、良好な関係構築を図ると共に、個別ケース検討会や勉強会、ランチミーティング等を開催し、知識や技術の向上、業務上の悩み等の解消を図っていきます。
地域資源の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源調査をおこない、整理し、地域の情報として、地域住民や介護・福祉関係者に情報提供できるようにします。 （・地域の医療、介護、福祉、民間の社会資源等を分類し、地域の状態なども含めて、新しく地域に北方へ情報を用意できるようにしておく等）
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルや基本業務一覧（作成済み）を基に経験の浅い職員に対しての定期勉強会を開催。各職員の資質の向上に努めます。また、地域活動へ積極的に経験浅い職員も同道あるいは出席し、活動できるようにしたいと思います。

※1 ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

令和8年度

中野区 本町 地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

地域に根ざした活動をおこなっている社会福祉法人が運営する地域包括支援センターとして、法人が培ってきた経験を活かしながら

- ① 公正中立を大原則とし、地域の保健・医療・福祉と連携を取り合って、適切で快適なサービスを地域の高齢者が受けられるよう支援をおこなう
- ② 24時間365日連絡が取れる体制を確保し、地域の様々な機関や施設、団体等と連携を密にし、緊急時にも即時対応できる運営をおこなう
- ③ 職員が互いに研鑽し合える職場環境を整備し、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助をおこなうことのできる体制を構築する

ことを基本方針として、高齢者のなんでも相談所として、地域福祉を支える様々な行政機関、団体、人々と協力関係を構築し、密接な連携を図りながら、地域課題を探し、その解決に努め、地域の高齢者が尊厳あるその人らしい生活を安心して、安全に継続していけるよう地域包括支援センターの機能強化・充実を図り、地域包括ケア体制の確立を目指していく。

2 人材育成方針

(1) 「地域の高齢者が安全かつ安心して生活を送るための支援」を全職員が意識しながら業務に取り組むことができるよう毎営業日、その日担当したケースの情報共有の時間をもち、又、月1回以上、困難な事例の検討機会を作り、各職員が意見や助言を出し合いながらサービスの質を向上させていける体制を整備する。

(2) 各職員が年度ごとの自己目標を設定。定期的に振り返りをおこないながら、年度末に総合評価を実施。その結果を人事考課に反映させることで業務意欲の維持・向上を図る。

(3) 地域包括支援センターの基本業務一覧、マニュアルを作成。経験の浅い職員の業務習得状況の可視化を図ると共に、業務全般を迅速かつ漏れなく習得できるようにする。

(4) 各業務の担当者が業務マニュアルを作成。マニュアルを基に職種を問わず全職員が地域包括支援センター職員としての幅広い知識を身につけて業務遂行できるようにする。

(5) 困難事例の対応は原則複数対応（経験の浅い職員と経験豊富な職員）とし、OJTを中心に先輩職員から経験の浅い職員への助言・指導が円滑におこなえる職場環境の整備を図り、適切な対応ができる支援体制を構築する。

II 事業実施体制

1 職員の配置

(1) 包括的支援事業担当者

社会福祉士（管理者兼務1名含む）	3名
保健師または地域保健の経験がある看護師	4名
主任介護支援専門員	1名

(2)介護予防・生活支援サービス事業担当者

社会福祉士	3名（兼務）
保健師または地域保健の経験がある看護師	4名（兼務）
主任介護支援専門員	2名（うち1名兼務）

(3)指定介護予防支援事業担当者

社会福祉士	3名（兼務）
保健師または地域保健の経験がある看護師	4名（兼務）
主任介護支援専門員	2名（うち1名兼務）

2 管轄地域

弥生町1丁目1～37番、38番11～23号、40～60番

弥生町2丁目1～35番、36番1～6, 10～15号、37番1～4, 5（一部）6～8, 9（一部）10～15号、38, 39番、40番1～3, 9～13号、41番1～6, 10～21号、42番

本町1丁目1～12番、13番1～7, 8（一部）号、15番1～6, 25号、16～30番

本町2丁目1～45, 52, 53番、本町3丁目1～26番、本町4丁目1～4, 6～48番、本町5・6丁目

中央3丁目30～36番、中央4丁目1～5番、6番1～12, 17～29号、7～10番

中央5丁目1～19番、20番1～6, 7（一部）, 13～15号、21番6～15号、27番1～13, 25～34号

3 開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日および3日、12月29日から同月31日迄を除く。

4 休日、夜間相談体制

休日、夜間に本町地域包括支援センターへの入電を携帯電話へ転送。携帯当番の職員が受電、対応する。緊急性のある相談等に関しては携帯当番職員から管理者に連絡をおこない、必要な場合は中野区担当部署やその他機関と連絡・連携を取り対応にあたる。

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第1号）

- ① 相談援助台帳（中野区要支援台帳情報システムを含む）の整備（PC入力による）
- ② 高齢者に関する区のサービスについての情報提供
- ③ 介護予防に関する相談、指導、助言
- ④ 保健福祉サービス等の相談、申請代行、受理、関係機関との連絡調整

(2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第2号）

- ① 成年後見制度利用に関する相談
 - i 本人、家族、サービス事業所等から相談を受けると共に、その相談や実態把握により権利擁護の観点から、より専門的な支援が必要な事例に関しては、中野区等と連携しながらケース検討会議を開催。中野区後見支援センター等とも連携し、速やかに申し立ての援助や制度利用等の支援をおこなう。
 - ii 中野区関係部課や社会福祉協議会、その他職能団体と連携し、区民に成年後見制度の理解・普及を図るための広報、説明会をおこなう。
- ② 虐待が疑われるケースの相談
 - i 虐待が疑われるケースの対応については、その解決に向け慎重かつ迅速に調査、実態把握

をおこない、立ち入り調査や措置が必要と思われる場合は、中野区福祉推進課、地域包括ケア推進課、南部すこやか福祉センター、中野警察署等と連携を取りながらおこなう。

- ii 地域の情報を把握しやすい住民、地域団体、民生児童委員、警察等とのネットワーク構築を図り、虐待ケースを早期発見できるよう努める。

③ 消費者被害の防止

- i 消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害防止を目的とした関係機関の周知や区民向け講座等、啓発活動をおこなう。
- ii 相談を聴取し、被害に遭った高齢者の被害回復及び再発防止のために警察、消費生活センター、弁護士等へ繋げる等の支援をおこなう。

④ 専門的な権利擁護に関する相談、支援

相談・支援をおこなう上で、専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用し、解決に努める。

(3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の45第2項第3号）

① 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員の相談窓口として、ケアプランの作成や介護サービスに関わる日常的・個別的な相談について支援をおこなうと共に、必要な場合にはサービス担当者会議等に参加する。

② 担当区域に関わる居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援

地域の介護支援専門員の後方支援をおこないながら、問題解決に向けた支援をおこなう。

③ 担当地域に関わる居宅介護支援事業所との情報交換及び日常的な連絡調整

個別ケース検討会、勉強会、ランチミーティング等を対面やオンラインで開催。日頃から顔の見える関係の構築を図る。又、医療関係者を交えた勉強会等も開催し、多職種のネットワーク構築支援をおこなう。

(4) 被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項第1号二の規定により実施する事業）の実施

① 介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメントをおこなう際は、基本チェックリストの結果を踏まえ、被保険者の状態に留意し、適切なケアプラン作成に努める。

② 被保険者の状態に合った具体的な目標を設定し、説明をおこない、被保険者自身に内容を理解してもらった上で、目標達成に取り組めるケアプランの策定をおこなう。

③ 地域の社会資源の把握に努め、介護予防・日常生活支援総合事業だけではなく、整理・把握している社会資源を活用し、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持てるケアプランを作成し、目標を達成できるよう支援をおこなう。

④ 設定した目標は定期的に達成度の評価見直しをおこない、新たな段階へ進めるよう支援をおこなう。

⑤ 原則的ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託については、被保険者にとって最良な方向性を考慮し、公平・中立な委託に努める。

⑥ 具体的な実施方法は『「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について』（令和4年9月13日老認発0913第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）及び『中野区総合事業対応手順書・介護予防ケアマネジメント手引き』を参考とする。

(5) 認知症の人および家族への支援業務の実施

① 認知症当事者やその家族を支えるため、中野区や医療機関、その他関係機関等と連携を取りながら、継続的な支援をおこなう。若年性認知症当事者の支援については、若年性認知症相談窓口と連携を取りながら支援をおこなう。

② 認知症の状態等から、より専門的な相談、助言が必要なケースに関しては、認知症初期集中支援チーム等と連携を取りながら支援をおこなう。

③ 地域住民や関係機関、団体等に、地域のキャラバンメイトと協力し、認知症サポーター養成講座を企画・実施する。講座を通じて認知症への正しい知識の普及啓発をおこなう。

④ 小さな頃から認知症に対する正しい知識を持ってもらうために、児童・生徒向けの認知症サポーター養成講座を企画・実施する。

⑤ 地域の団体と共に認知症カフェを企画し、運営をおこなう。

(6)在宅療養者への支援の実施

- ① 在宅療養者やその家族に対して、中野区在宅療養相談窓口や関係機関と連携を取り、適切な支援に繋ぐ。
- ② 地域住民や関係機関等に対し、区と協力して、在宅療養に関する正しい知識の普及啓発をおこなう。
- ③ 在宅医療介護連携 ICT システム（区が指定するもの）を安全かつ有効に使用できる環境を整え、活用する。

(7)上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施

- ① 地域住民が集うボランティア団体の活動やサロン等へ積極的に足を運び、地域包括支援センターの存在を知ってもらい、地域や地域の高齢者に関しての情報を得やすい関係の構築を図る。
- ② 虚弱高齢者の早期発見ができるよう定期的に高齢者会館、区民活動センター等に出向き、運営者や来場者と顔の見える関係を構築する。
- ③ 地域の高齢者と茶話会を開催。地域の高齢者の生の声を聴き取り、統計調査等の数字ではわからない地域の実態や現状の把握に努める。
- ④ アウトリーチチームと連携を密にし、常に地域の情報収集をおこない、その情報を共有していく。

(8)上記の業務を実施する上で地域のネットワークの構築や活用

- ① 町会、商店会、ボランティア団体、老人会等、地域の団体の集いに積極的に参加し、その参加者が何を求めているのか、そのニーズを把握すると共に、地域包括支援センターの事業に協力を得ることのできる人材や団体の開拓をおこなう。
- ② 協力関係が構築できている地域住民や団体については、定期的に意見交換できる機会を作り、情報の収集をおこない、関係の強化を図る。
- ③ 弥生、鍋横両地区の民生児童委員協議会へ参加させてもらう。又、毎月、少人数での茶話会を開催。全民生委員と本町地域包括支援センター全職員とが顔を合わせる機会を作り、より気軽に緊密な情報交換がおこなえる関係の構築を図る。
- ④ 地域密着型サービス事業所の運営推進会議に参加する。
- ⑤ 中野区 MSW 連絡会に参加し、地域の病院相談員との関係強化を図る。
- ⑥ 地域の社会資源の情報や資料を収集し、来所者が閲覧しやすいよう分類・整理・保存する。
- ⑦ 介護、医療、地域包括支援センター等、多職種での研修会を開催し、地域内で円滑な連携ができるよう関係構築を図る。
- ⑧ 地域住民が気軽に専門相談ができ、多世代交流ができる場所を地域で活動する団体や中野区社会福祉協議会と協働で開催し（鍋横お茶っこ相談会）、世代や分野にとらわれないネットワークの構築を図る。
- ⑨ 地域住民の健康への関心向上を図るため地域の団体とフレイル予防に関する講座等を開催する。
- ⑩ 広報誌（『つるさんかめさん』）を四半期ごとに発行（1,600部/回）し、地域包括支援センターの広報、周知を図る。
- ⑪ 法人ホームページを利用して、地域への介護、医療、福祉に関する情報発信をおこなう。

(9)中野区地域包括支援センター運営協議会とのかわり

- ① 中野区地域包括支援センター運営協議会での協議内容、決定事項に沿った運営をおこなう。
- ② 中野区地域包括支援センター運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出する。
- ③ 中野区地域包括支援センター運営協議会への報告に関しては中野区地域包括ケア推進課を通じておこなう。

2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という）に基づく委託業務（法第17条）

高齢者虐待防止に関しての啓発を地域でおこなっていくと同時に中野区福祉推進課だけではなく、すこやか福祉センターやアウトリーチチーム、医師、民生児童委員、介護支援専門員、サービス事業所、中野警察署等、地域の医療・福祉・行政関係者とも守秘義務を守りながら、状況把握が迅速にできるよう顔の見える関係の構築を進め、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に

関する法律（以下「法」という）に基づく委託業務（法第 17 条）を『中野区高齢者虐待マニュアル（改訂版）』に準じておこなう。

- ① 高齢者および養護者への相談・指導および助言をおこなう（法第 6 条）
- ② 通報・届け出の受理をおこなう（法第 7 条、8 条）
- ③ 高齢者の安全の確認その他の事実確認をおこなう（法第 9 条第 1 項）
- ④ 養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施する（法第 14 条）
- ⑤ 第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をおこなう（法第 27 条）

3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第 115 条の 22 の規定により実施する事業）
被保険者に対する予防給付に関するケアマネジメントをおこなう。

- ① 予防給付に関するケアマネジメントをおこなうにあたっては、高齢者の状態に留意し、本人や家族の思いを確認の上、具体的な目標を設定し、目標達成のための適切なプランを作成する。
- ② 予防給付のみならず、地域支援事業や地域の社会事業、社会資源を活用し、高齢者が無理なく地域に溶け込みながら目標達成できるようなケアプランの作成に努める。
- ③ 定期的に目標の達成度について評価、見直しをおこない、高齢者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援をおこなう。
- ④ ケアマネジメントの居宅支援事業所への一部委託にあたっては、本人や家族の希望を第一とした上で、公平で円滑な委託に努める。
- ⑤ 指定介護予防支援事業者の指定に関する協定について、内容等に変更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更する。

4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）

- (1) 自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者について実態調査をおこない、書類等の作成をおこなう。
- (2) 中野区からの依頼に基づいて、区在宅福祉サービスの受給者等について、現在の状況調査、実態把握をおこない、その結果を中野区介護・高齢者支援課へ報告する。
- (3) 援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外に訪問業務等が生じた場合には管理者の判断に基づいて必要な業務をおこない、実施後には、中野区地域包括ケア推進課に報告をおこなう。
- (4) 中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査の実施し、中野区地域活動推進課へ報告をおこなう。

IV 運営体制

1 苦情対応

本町地域包括支援センターに対する高齢者、その家族からの苦情に関しては、迅速かつ適切な対応をおこなうために、担当者を配置し、事実関係の調査、改善措置、高齢者及びその家族に対する説明、記録の整備、保管、その他必要な措置を『本町地域包括支援センター苦情・事故対応マニュアル』に沿っておこなう。又、必要な事項に関しては中野区へ報告をおこなう。

2 職員研修

- (1) 専門職としての知識の充足、技能の向上を図るべく、自治体、専門職団体等の開催する研修や講演会等への参加を（対面、オンライン等形式を問わず）積極的に支援する。
- (2) 事業所内で各職員が講師として勉強会を開催。各職員の専門知識充足・向上を図る。

3 個人情報保護

- (1) 事業の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律等に規定する以下の条件を遵守する。
 - ① 個人情報の漏洩、紛失、改ざん及び破損の防止
 - ② 委託業務以外の利用の禁止

- ③ 第三者への提供の禁止
 - ④ 複写の禁止
 - ⑤ 帝京資料の返還義務
 - ⑥ 個人情報の管理に関する区の検査に応じる義務
 - ⑦ 事故報告義務
 - ⑧ 再委託の禁止
 - ⑨ 条件に違反した場合の契約解除に関する事及び損害賠償に関する事
 - ⑩ その他個人情報の保護に関し必要な事項
- (2) 個人情報の保管、消失防止等
- ① 個人情報に関する書類に関しては、施錠付の棚等に保管し、閉所時はすべての施錠をおこなう。
 - ② 相談経過記録は原則事務所内のPC内に記録。事業所内の個人情報が入力されているPCには部外者が利用できないようパスワードを設定する。
 - ③ 停電や災害等発生時に備え、サーバーを設置し、常時バックアップをおこなう。更に毎週末、電子媒体（USB）にバックアップをおこない、情報の消失防止を図る。
 - ④ 個人情報の外部持出は原則禁止とし、やむを得ず住民基本情報等を持ち出す場合は、『利用者基本情報等持出簿』に記載。自転車利用時はカバンに入れ、盗難防止用カバーをかぶせた前カゴに入れて運ぶ。業務終了時に個人情報を持ち出した職員と別の職員、複数名で紛失がないか確認の上、その旨を『利用者基本情報等持出簿』に記載する。

4 事故緊急時の対応

- (1) 事故発生時は『本町地域包括支援センター苦情・事故対応マニュアル』に基づき、迅速かつ適正な対応をおこなう。又、必要な場合は中野区担当課等に相談・報告をおこない、指示を仰ぐこととし、適宜、状況報告をおこなう。
- (2) 開所時間外における緊急の相談については職員持ち回りの携帯電話に転送し、受電した職員が対応。状況に応じて中野区の『緊急ケース処理の手引き』に従いながら、管理者、中野区担当課に相談・報告の上、その指示に従いながら対応をおこなう。
- (3) 緊急災害時、円滑な対応をおこなうために業務継続計画（BCP）を作成。業務継続計画を基に訓練、研修をおこない、適宜、見直しをおこなっていく。

5 施設・設備

小規模多機能ホームクラブ千代田會館（中野区本町5-10-4）の1階に配置。相談スペース、事務スペースを確保している。出入り口の段差はスロープで解消しており、車椅子での来所相談も可能となっている。会議、集会、茶話会等を開催する際は小規模多機能ホーム2階に利用可能スペース有り。レンタルできる車椅子の常備有り。

令和8年度 地域包括支援センター 事業実施スケジュール

本町

地域包括支援センター

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談	相談・実態把握等業務	24時間電話対応/台帳入力・作成・整備/相談受付/訪問/専門相談機関との連携・情報共有/地域ケア会議参加/アウトリーチチームとの情報交換等											
		なべよこお茶っこ相談(毎月)/本一いきがい出張相談会(毎月)/やボコサロンでの出張相談会(毎月)/鍋横集会所出張・介護予防相談会(奇数月)等											
		中野区高齢者調査の追跡調査											
権利擁護	相談等業務	法務相談		成年後見連携会議		法務相談	市民後見講師派遣	権利擁護研修	成年後見連携会議	法務相談			
		相談受付/関連機関との連携/個別ケース支援/成年後見センターとの連携/成年後見制度の利用促進・広報/申し立て支援等											
ケアマネ支援シメント	ケアマネ後方支援等	相談受付/個別相談・支援/困難事例への同行訪問/ケースカンファレンスの開催・参加/事業所向け勉強会等											
	ケアマネ支援関連事業	情報提供/情報交換/主任ケアマネ連絡会参加/制度改正に関する相談・説明/地域CMとのランチミーティング											
			CM共催研修	ケース検討会	プラン向上検討会	事例検討会	ケース検討会	・ケース検討会 ・事例検討	CM共催研修	ケース検討会 プラン質の向上検討会	事例検討会		
介護予防シメント	ケアプラン作成に関すること	介護予防サービス計画や介護予防・生活支援サービス計画の作成・モニタリング・評価・請求業務・委託事業所との連携											
		介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う説明、契約等/地域資源の把握/業務を一部委託する際の公正でスムーズな業務委託											
地域ネットワークの形成	地域ネットワーク構築関連事業(※主催分のうち主なもの)	地域民生委員との茶話会(毎月)・連携・情報交換 / 弥生・鍋横地区の民生児童委員協議会への参加 / 子育て期の地域介護福祉職員とのランチミーティング											
		認サポ講座	MSW交流会	住民との茶話会		認サポ講座	認サポ講座	MSW交流会	住民との茶話会	こども駆け込み体験	認サポ講座	MSW交流会	
高齢者虐待防止業務に基づく	相談・通報受理・事実確認・養護者支援等業務	随時相談・通報受付 / 関連機関との関係強化・連携・情報交換 / ケースカンファレンスへの参加・開催											
			虐待研修			虐待研修						虐待研修	
職員研修	職員研修実施及び参加	介護保険研修	介護保険研修	認知症に関する研修	CM研修	社会福祉士実践研修	CM研修	後見制度研修	キャラバンメイト研修	医師会研修	ネットワーク構築研修	医師会研修	介護保険研修
		東京都、中野区、医師会、法人内、その他民間団体等で開催している研修に随時参加/毎日の情報共有、月1回のミーティング/OJT											
		地域団体行事開催時に参加(町会、長寿会、鍋横ふきのとう、オアシス鍋横、弥生ボランティアコーナー) / サービス事業所連絡会/協力医との交流会 等											
その他	PR・周知関連事業、その他	地域ケア会議/弥生、鍋横ネットワーク会議/南部おとなの支援会議/南部地区高齢者施設連絡会/地域密着型サービス事業所運営会議等(カレア、千代田會館、GH愛の家、miketa中野弥生町、GHニチイほほえみ、日々爽快、アクティブプラザ、passo、花物語中野)南/サロン訪問/小学生通学時の緊急避難所協力/脳いきいき講座(5月全2回)											
		区民向け講座(年2回)/熱中症予防講座/広報誌発行(年4回)/実習生受け入れ(帝京平成大学、看護専門学校等)/併設施設との防災訓練/地域団体集会以の講師/法人HPからの情報発信 等											

項目	内容
高齢者の活動の場づくりの取り組み	地域ケア会議で把握した地域のニーズを踏まえ、「集団銭湯倶楽部」「花づくりプロジェクト」「男の料理」など、住民が参加できる活動の場の運営支援を行います。活動ごとに役割分担や運営体制を整え、住民主体で継続できる仕組みづくりを進めます。また、スマホ操作支援や空き家活用など、新たな活動の可能性についても検討し、地域の多様な主体が関わる環境を整備します。
医療と介護の連携とケアマネ支援の取り組み	多職種が協力して高齢者を支えられる体制づくりを進めます。ランチミーティングや新人ケアマネ向け講座、多職種交流会を継続し、相談しやすい関係づくりを促進します。医療と介護の連携をテーマとした勉強会や事例検討を行い、ケアマネジャーが困難事例を一人で抱え込まないよう、相談の場を提供し、日常的な助言・調整を行います。
介護予防の充実と自立支援の推進	介護保険に過度に依存せず、自らの力で生活できる“元気な高齢者づくり”を重点的に進めます。介護サービスを利用することで、本人ができる力を奪ってしまうことがないよう、まずは生活状況や身体機能を丁寧に評価し、本人が持つ力を最大限に活かす支援を行います。従前型サービスを長期間利用している高齢者については、生活動作や役割を再確認し、できることを再発見する視点で支援します。必要に応じてサービス内容の見直しや縮小を行い、サービスに頼りすぎない生活への移行を図ります。最終的には、介護サービスからの卒業を目指し、自立した生活が継続できるよう支援します。ケアプラン作成にあたっては、本人が達成すべき具体的な目標を設定し、活動量の増加や社会参加につながる支援を重視します。地域の活動の場や社会資源を積極的に活用し、日常生活の中で自然に心身機能が維持・向上できる環境を整えます。また、支援が本当に必要な高齢者には適切なサービスが確実に届くよう、状態変化の早期把握と迅速な対応を行います。

※1 ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

令和8年度

中野区 東中野 地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

- (1) 介護保険制度などのフォーマルなサービスや地域のさまざまな社会資源を活用しながら、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい尊厳ある生活を安心して継続できるよう、包括的および継続的に支援します。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会の助言・助力のもと、中立・公平な運営を行います。
- (3) 中野区・すこやか福祉センター・介護保険事業所・医療機関・社会福祉協議会などの保健・福祉・医療の専門職をはじめ、町会や自治会、民生児童委員、ボランティアやNPOなどさまざまな機関、団体と連携し地域ネットワークの構築に努めます。
- (4) 被保険者等に対して、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務を適切に行います。
- (5) 介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者自らの選択に基づいたサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な支援を行います。
- (6) 配置職員は、利用者等の個人情報に十分留意したうえで情報を共有し、地域の関係機関と連携し、専門性を活かしたチームで業務を遂行します。

2 人材育成方針

- (1) 専門職としてのスキルの向上のために研修の充実を図るとともに、所内のチームでの討議を通して、相談・支援の技術向上に取り組みます。
- (2) 保健・福祉・医療に関する専門的技術・知識の習得に努めます。
- (3) 人事考課制度を活用し、各職員に求められる成果や行動を共有するとともに、処遇にも反映させることにより、職員の能力向上及び意欲の向上を図ります。
- (4) 職種間や他の地域包括支援センター職員との連携を深め、職員のメンタルヘルス面にも配慮し、相談しあえる環境づくりに取り組みます。

II 事業実施体制

1 職員の配置

- (1) 包括的支援事業担当者

社会福祉士	2名
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名
主任介護支援専門員	3名

- (2) 介護予防・生活支援サービス事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）
包括的支援事業との兼任7名

- (3) 指定介護予防支援事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）
介護予防・生活支援サービス事業との兼任7名
包括的支援事業との兼任7名

- (4) その他

事務員	1名
-----	----

2 管轄地域

- (1) 本町1丁目～4丁目の一部
- (2) 中央1丁目～2丁目全域
- (3) 中央3丁目の一部
- (4) 東中野1・2・4・5丁目全域
- (5) 中野1丁目の一部

3 開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

4 休日、夜間相談体制

- (1) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び1月3日、12月29日から12月31日まで
- (2) 相談体制 開設時間外は携帯電話に転送し、職員が交代で相談を受け付けます。緊急時は「中野区緊急ケース処理の手引き」に沿って対応します。緊急時の電話相談に備え、あらかじめ関係機関と協議し、連絡方法その他必要な事項について定めます。

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

- (1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第1号）
 - ① 相談援助台帳の整備（中野区要支援者情報台帳システムを含む）を行い、相談支援業務を円滑かつ継続的に実施します。
 - ② 高齢者（介護保険対象外）にかかる区のサービスについて適切な情報提供を行います。
 - ③ 介護予防に関する相談、指導、助言等を行います。
 - ④ 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整を迅速かつ正確に実施します。
- (2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第2号）
 - ① 成年後見制度の利用等権利擁護に関する相談
 - i 本人・家族からの相談や実態調査から心身の状況や生活状況等を把握し、成年後見制度の利用等について検討します。
 - ii 関係機関と連携して支援する必要がある場合は、中野区の法務支援事業の活用や、権利擁護に関するケース検討会議を開催し、課題の解決に取り組みます。
 - iii より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、社会福祉協議会の権利擁護事業に相談のうえ必要に応じて引き継ぎます。
 - iv 中野区や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度（法定後見・任意後見）を普及させるための広報や説明会を実施します。
 - v 権利擁護事業相談・支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用します。
 - ② 虐待が疑われるケースについての相談
 - i 虐待が疑われるケースの通報があった場合は、慎重に調査を行い、実態把握に努めます。
 - ii 立ち入り調査や措置が必要と思われる場合は中野区福祉推進担当と連携して支援します。
 - ③ 消費者被害の防止
 - i 消費生活センターと連携し消費者被害防止の啓発活動を行います。
 - ii 消費者被害を受けた高齢者の被害回復及び再発防止のために警察や消費生活センター、弁護士と連携して支援します。

(3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の45第2項第3号）

- ① 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - i ケアプランに関わる日常的、個別的な相談には丁寧に対応します。
 - ii サービス担当者会議の開催支援を行います。
- ② 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援
 - i 地域の介護支援専門員が持つ支援困難ケースに指導・助言を行います。
- ③ 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換及び日常的な連絡調整
 - i 地域の介護支援専門員間の情報交換等が円滑に進むようネットワークを構築します。

(4) 被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項第1号二の規定により実施する事業）の実施

- ① 基本チェックリストの結果を踏まえて、高齢者の状態に留意した適切なケアプランの作成に努めます。
- ② ケアプランは具体的な目標を設定し、高齢者自身が目標達成のために必要なサービスを主体的に利用できるよう作成します。
- ③ ケアプランの作成にあたっては、介護予防・日常生活支援総合事業だけでなく、その他の地域支援事業や社会資源を活用し、地域の中で生きがいや役割を持ちながら目標を達成できるよう努めます。
- ④ 目標の達成度は定期的に評価・見直しを行い、次の段階に進めるよう支援します。
- ⑤ ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努めます。
- ⑥ 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について（令和4年9月13日老認発0913第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）及び中野区総合事業対応手順書・介護予防ケアマネジメント手引きを参考とします。
- ⑦ 高齢者の介護予防の普及啓発、情報提供、企画運営、住民主体による介護予防につながる活動等を支援します。

(5) 認知症の人および家族への支援業務の実施

- ① 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行います。なお、若年性認知症の人への支援については若年性認知症相談窓口と連携し支援します。
- ② より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チーム等を活用し支援します。
- ③ 地域住民や関係機関等に対して、認知症サポーター養成講座や認知症予防講演会等の実施を通して認知症に関する正しい知識の普及啓発等を行います。

(6) 在宅療養者への支援の実施

- ① 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口や関係機関と連携し支援します。
- ② 地域住民や関係機関等に対して、在宅療養に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ③ 在宅医療介護連携を推進するためのICTシステムを積極的に活用します。

(7) 上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施

- ① 地域のネットワークを活用し積極的に情報収集を行います。
- ② 広報活動を更に充実させ、地域包括支援センターの周知活動に努めます。
- ③ 虚弱高齢者を早期発見、早期対応するために、高齢者会館やまちなかサロン等に出向き、積極的に情報収集するとともに、個別の相談に応じ、基本チェックリストを実施します。

(8) 上記の業務を実施する上で地域のネットワークの構築や活用

- ① 地域支えあいネットワークの構築に向けて、区が開催する地域懇談会などの各種会議や講演会などに構成員として積極的に参加します。また、中部すこやか福祉センターとの連携強

化に取り組みます。

- ② 高齢者会館等での出張相談等を積極的に実施します。また、地区まつりや高齢者会館のまつり、地区の食事会等に積極的に参加し、友愛クラブや町会等とも交流し、地域包括支援センターの周知を図ります。
- ③ 担当地区の民生・児童委員協議会への出席のほか、民生・児童委員や地域の介護支援専門員等との交流会を開催し、情報共有とともに関係づくりに取り組みます。
- ④ 地域のネットワークを構築するために、既存の社会資源やニーズを地域の介護事業所等と協力して社会資源マップとリストを作成します。
- ⑤ 地域の介護サービス事業所や医療機関との事例検討会、交流会を継続して行い、ネットワーク強化を図ります。
- ⑥ 認知症サポーター養成講座を定期的で開催し、地域のサポーターを増やすとともに認知症の理解を深め、認知症を支える地域づくりを推進します。また、認知症高齢者とその家族が一緒に交流できる場づくりに取り組みます。

(9)中野区地域包括支援センター運営協議会とのかかわり

- ① 運営協議会の求めに応じて会議に出席し、必要な報告を行います。
- ② 運営協議会での協議内容、決定事項に沿った運営を行います。
- ③ 運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出します。

2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく委託業務（法第17条）

- (1) 高齢者及び養護者への相談・指導及び助言を行います。（法第6条）
- (2) 通報・届け出の受理を行います。（法第7条、8条）
- (3) 高齢者の安全の確認その他の事実確認を行います。（法第9条第1項）
- (4) 養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を行います。（法第14条）
- (5) 第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介を行います。（法第27条）

3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の22の規定により実施する事業）

- (1) 予防給付に関するケアマネジメントにあたっては、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成に努めます。
- (2) 高齢者の状態に合った具体的な目標を設定し、その達成のためのプランを策定します。
- (3) ケアプランの作成にあたっては、予防給付のみならず、地域支援事業や地域の社会資源を活用し高齢者が無理なく、地域にとけこみながら目標を達成できるよう努めます。
- (4) 目標の達成度は定期的に評価、見直しを行い、要支援者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援します。
- (5) ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努めます。

4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）

- (1) 自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者について実態調査及び書類等を作成し、中野区介護・高齢者支援課に報告します。
- (2) 区からの依頼に基づき、区在宅福祉サービスの受給者等の現状を調査し、結果を中野区介護・高齢者支援課に報告します。
- (3) 援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外等に訪問業務等の必要性が生じた場合は、管理者の判断に基づき、必要な業務を行います。なお、当該業務を実施した場合は、中野区地域包括ケア推進課に報告します。
- (4) 中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を実施し、中野区地域活動推進課に報告します。

IV 運営体制

1 苦情対応

実施する事業・サービス等について利用者や家族等から寄せられた苦情等は、真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応します。東中野地域包括支援センター管理者を苦情解決担当者とする受付窓口を設置し、事実関係の調査、改善措置、記録・報告等を正確に行います。また、「苦情解決委員会」を設置し、苦情申出内容の原因・解決方法を検討します。苦情申出者には改善策等を丁寧に説明し、一連の経緯等は中野区に報告するとともに、全職員に周知します。

2 職員研修

職員各自の資格や経験・スキルに応じた個別研修計画に基づいてOJTにより知識・技術の向上に取り組みます。また、中野区主催の研修や外部研修等は積極的に受講し、研修内容を全職員が共有できるよう内部伝達研修を実施します。その他、事例検討やカンファレンス等により状況に応じた課題解決力が高められるよう職員を育成します。

3 個人情報保護

この事業の実施に際しては、個人情報保護法及び中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年3月29日規則第39号）を遵守します。

4 事故緊急時の対応

事故・緊急時は、当法人及び事業所が定めた対応マニュアルに沿って迅速かつ適切に対応します。必要な場合は適宜中野区に報告します。また、災害発生時には業務継続計画に基づいて行動します。

5 施設・設備

事務室は中野区東中野1丁目5番地1号（旧宮園高齢者会館）1階に置き、別に個室の相談室（1室）を設置します。感染予防対策のための換気・消毒を適宜行い、職員が来訪者に迅速に対応できるよう施設・設備の管理及び整備を行います。

令和8年度 地域包括支援センター 事業実施スケジュール

東中野

地域包括支援センター

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談	相談・実態把握等業務	中野区高齢者調査・追跡調査											
		相談援助台帳の整備／相談受付／訪問相談／出張相談／高齢者サロン参加／専門相談機関との連携・情報収集・情報交換／高齢者会館各イベント参加／実態把握調査／見守り会議（奇数月）											
権利擁護	相談等業務	相談受付／情報収集／実態把握／区役所や後見センターなど関係機関との連携及び支援／担当者会議開催／成年後見制度の普及／広報活動／申し立て支援／見守り会議（偶数月）											
ケアマネ支援	ケアマネ後方支援等	相談受付／情報収集／ケース対応支援／医療機関や区役所等の関係機関との連携支援／ケアカンファレンス・担当者会議開催支援											
	ケアマネ支援関連事業	・ランチミーティング ・ひよこミーティング	・ランチミーティング	・ランチミーティング ・ひよこミーティング	・ランチミーティング ・ひよこミーティング	・ランチミーティング	・ランチミーティング	・ランチミーティング	・ランチミーティング	・ランチミーティング	・ランチミーティング ・ひよこミーティング	・ランチミーティング	・ランチミーティング
介護予防ケアマネジメント	ケアプラン作成に関すること	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントプランの作成、評価、見直し／委託プランの管理・支援／基本チェックリストを活用した虚弱高齢者の早期発見、早期対応											
地域ネットワークの形成	地域ネットワーク構築関連事業（※主催分のうち主なもの）	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会 ・ミニデイモニタリング	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会 ・ミニデイモニタリング	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会	・ケアプラン検討会
高齢者虐待防止業務	相談・通報受理・事実確認・養護者支援等業務	随時相談／受付／関係機関と連携して実態把握／中野区等関係機関との連携／包括内外でのチームアプローチ対策会議開催（参加）対応を検討及び決定／継続的なケース会議開催											
職員研修	職員研修実施及び参加	法人内・中野区・東京都社協等主催研修／精神保健福祉基礎研修／地域包括支援センター従事者研修／介護支援専門員更新研修・主任介護支援専門員更新研修／地域ケア会議・ネットワーク											
その他	PR・周知関連事業、その他	・広報誌発行	・実習生受入	・ゆーらっくまつり	・実習生受入 ・広報誌発行		・実習生受入	・実習生受入 ・地区まつり ・広報誌発行	・実習生受入	・実習生受入 ・在宅医療介護講座	・実習生受入 ・協力医、東中野包括交流会 ・広報誌発行	・実習生受入	
SNSでの情報発信													

項目	内容
【各種体制整備・マニュアル作成】	○昨年度作成したカスタマーハラスメントマニュアルをもとに、適切な利用者対応が出来るよう職員教育、研修を実施します。またその他のハラスメントの発生を防ぎ、職員の離脱がないよう教育・研修を実施します。 ○リスクマネジメント・危機管理マニュアルの見直しを図ります。 ○本年度入職した職員へのOJTを基に、新任職員への業務伝達方法を見直します。
【権利擁護】	○複数の社会福祉士配置の強みを生かし、詐欺被害防止等、権利擁護関連の啓発の講座を企画、実施します。高齢者本人への注意喚起の他、地域の高齢者に携わる民生委員、サービス事業所職員等にも意識を高めてもらい、地域全体で高齢者の権利を擁護できるよう働きかけます。 ○対応困難なケースについては、毎月のミーティングで支援方針、進捗状況から終結までを確認し適切な対応に努めます。 ○高齢者専門相談係や在宅療養相談係、アウトリーチ担当、社会福祉協議会等、関係機関との密な連携に努めます。月2回のすこやか福祉センターとの支援検討会議、すこやか包括連絡会で高齢者領域以外の情報共有にも努めます。
【フレイル予防・医療連携】	○地域包括支援センター協力医と多職種勉強会の他、事例検討会を定期開催し、行政職員、医療機関、居宅介護支援事業所等との連携強化に努めます。 ○本年度新たな取り組みとして、松が丘シニアプラザと「ティーサロン華」を毎月共催します。その中で医療職による季節に応じた「健康講座」を随時開催、健康とフレイル予防への意識づけを図ります。
【認知症支援】	○高齢のみならず、若年性認知症の方への支援を行います。認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療機関の活用を図り、状態に応じて就労支援、障害支援サービスとも連携します。 ○認知症サポーター養成講座のテキスト刷新に伴い、担当チームで講座内容のブラッシュアップを図ります。
【広報活動】	○引き続き地域包括支援センターの周知に尽力します。情報入手媒体の多様化を加味し、紙媒体の広報誌を昨年度より2,500部に増部、年間3回発行の他、法人ホームページを有効活用します。

※1ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

中野区 中野北 地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

高齢者やその家族が身近な地域で安心して尊厳ある暮らしを続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の維持、継続のための活動を行い、住民と共に地域福祉を創造していく。

運営にあたっては公正、中立を遵守し、各専門職種が職務理念を理解し、連携、協働をしていくことを基本とする。松が丘シニアプラザ、松が丘ケアプラン相談センター、松が丘高齢者在宅サービスセンターと併設という特性を十分に活かし、地域の高齢者を一体的に支援していく活動の拠点としての役割を担っていく。

2 人材育成方針

すべての職員が、その人の尊厳や人権・プライバシーを守り、専門職としての役割を自覚し、対人援助技術を向上させ、日々変化する地域ニーズに順応できるように努める。そのために計画的なOJTの実施、研修参加や資格習得等を支援する。

法人内の人事考課制度により管理者による面接を実施し、経験年数や役職に応じたスキル向上を目指す職場づくりと的確な人材の育成・配置を行う。

将来の福祉・医療職員の育成に貢献するために、社会福祉・看護学生の実習生を受け入れる。

II 事業実施体制

1 職員の配置

(1) 包括的支援事業担当者

主任介護支援専門員	1名
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名
社会福祉士	4名
介護支援専門員	3名

(2) 介護予防・生活支援サービス事業担当者

主任介護支援専門員（包括的支援事業との兼務）	1名
保健師または地域保健の経験がある看護師（包括的支援事業との兼務）	2名
社会福祉士（包括的支援事業との兼務）	4名
介護支援専門員（包括的支援事業との兼務）	3名

(3) 指定介護予防支援事業担当者

主任介護支援専門員（包括的支援事業との兼務）	1名
保健師または地域保健の経験がある看護師（包括的支援事業との兼務）	2名
社会福祉士（包括的支援事業との兼務）	4名

介護支援専門員（包括的支援事業との兼務）	3名
(4) その他 事務員	1名

2 管轄地域

中野4丁目3～7, 11, 12番、22番3号、23番、中野5丁目68番
 新井1丁目2番18～24, 25（一部）号、3番4～8号、4～43番
 新井2～5丁目（3丁目38番除く）
 松が丘 全域 江原町全域
 江古田1丁目1～39番、野方1丁目1～35, 43～49, 54～58番
 野方2丁目、大和町1丁目12～15番、大和町2丁目1, 2番

3 開設時間

月～土 8:30～17:00

4 休日、夜間相談体制

24時間、365日、夜間や営業時間外の電話は携帯電話に転送され対応する。緊急時は職員間の緊急連絡網を活用し、必要に応じて実態把握訪問を行い「中野区緊急ケース処理の手引き」に沿って対応する。

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

- (1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第1号）
 地域住民や関係機関から幅広い相談を受け、的確な状況把握と緊急性の判断を行い対応する。またプライバシーの保護に配慮した相談スペースを確保し活用する。
 - a) 相談支援台帳の整備（中野区要支援者台帳情報システムを含む）
 - b) 高齢者（介護保険対象外）にかかる区のサービスについて情報提供
 - c) 介護予防に関する相談、指導、助言
 - d) 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整
 - e) すこやか福祉センターや高齢者会館、区民活動センター等での各種事業の参加、介護予防の啓発事業の実施
 - f) 中野区医師会、認知症アドバイザー医、包括協力医、地域型認知症疾患医療センター、中野区高齢者専門相談係、すこやか福祉センター、障害者相談支援事業所、区民活動センター、アウトリーチチーム、民生児童委員、町会、自治会、住民主体サービス（ミニデイ）の担い手である高齢者会館等との連携体制の確立
 - g) 野方高齢者会館での出前相談の実施及び運営委員会への出席
- (2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第2号）
 - ① 成年後見制度の利用に関する相談

中野区高齢者専門相談係や中野区成年後見支援センター、アシストなかの、地域型認知症疾患医療センター等との連携を図り、認知症等により判断力が低下した方への制度利用を積極的に支援していく。地域ネットワーク構築に取り組み、認知症等により支援が必要な人を早期発見し、早期介入できる体制づくりを行う。

- a) 権利擁護に関する研修の参加およびケース検討会議の実施
- b) 区民活動センター、中野区社会福祉協議会、高齢者会館等と協力し区民に向けた啓発活動や成年後見制度を広く普及させるための広報、説明会の取り組み
- c) 中野区成年後見支援センター、消費生活センター、地域型認知症疾患医療センターとの連携・情報交換
- d) 住民向け権利擁護講座、年3回実施

② 虐待が疑われるケースについての相談

「中野区高齢者虐待対応マニュアル」に沿った対応を基準とする。予防と早期発見を心がけ、適切な対応を行うため、アウトリーチチーム、民生児童委員、地域住民、サービス事業所との地域ネットワークを強化していく。実態把握から得た情報をもとに、中野区高齢者専門相談係、すこやか福祉センター、アウトリーチチーム等との連携を取り課題解決へ向けた支援を行う

- a) 権利擁護に関する研修への参加
- b) 虐待が疑われるケースの通報があった場合、迅速かつ慎重に調査を行い、実態把握
- c) セルフネグレクトが疑われるケース発見の際は、すこやか福祉センター、アウトリーチチーム等と連携
- d) 立ち入り調査や措置が必要と思われる場合、中野区高齢者専門相談係と連携

③ 消費者被害の防止

- a) 消費生活センターと情報連携を図る等、日常的に消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害の防止を目的とした関係機関への周知や啓発活動を行う
- b) 消費者被害に関する相談を聞き取り、被害に遭った高齢者の被害回復および再発防止のために警察・消費生活センター・弁護士等につなげる等の支援を行うこと

④ 権利擁護事業相談支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業の活用

(3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の4 5 第2項第3号）

① 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護・医療のフォーマルサービスのみならず、地域住民が主体となった見守り等、様々な生活支援を切れ目なく提供していくための、体制を構築する。

- a) 町会・自治会・商店街との情報交換や連携体制の構築
- b) サービス担当者会議の開催支援
- c) ケアプランにかかわる日常的、個別的な相談及び支援

② 担当圏域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援

江古田地域包括支援センター、介護支援専門員部会との連携を図り、圏域内での合同介護支援専門員交流研修会を開催し、研修や情報交換等を行っていく。支援困難ケースについては同行訪問やサービス担当者会議へ出席。またケース検討会議を開催し課題解決へ向けた支援を行う。

- a) 江古田地域包括支援センターや介護支援専門員部会との共催で担当圏域の介護支援専門員交

流研修会の実施

- b) 精神科医、弁護士を交えた区主催の専門ケース会議の活用
 - c) すこやか福祉センター主催の精神保健相談の活用
 - d) 退院支援の際の医療相談室及び居宅介護支援事業所との連携
- ③ 担当区圏域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員、民生児童委員や包括協力医との情報交換及び日常的な連絡調整を行う。
- a) 民生児童委員との情報交換
 - b) 地域包括支援センター協力医と連携し多職種勉強会を開催
- (4) 被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の4 5 第1項第1号二の規定により実施する事業）の実施。
関係機関と連携し、出張相談など交流の機会を確保する事により啓発活動を行い、対象者の発掘を図る。
- a) 介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメントを行うにあたっては、基本チェックリストの結果を踏まえて、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成に努める
 - b) 高齢者の状態に即した具体的な目標を設定し、高齢者自身がそれを理解したうえでその達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるようプランを策定する
 - c) ケアプランの作成に関しては介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や地域の社会資源を活用して、高齢者が無理なく、地域の中で生きがいや役割を持ちながら目標を達成できるよう努める
 - d) 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら次の段階に進めるよう支援する
 - e) ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努める。ただし、委託できるケアマネジメントは、原則的なケアマネジメントに限る
 - f) 受託者は先に締結した指定介護予防支援事業者の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更するものとする
 - g) 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）及び中野区総合事業対応手順書を活用する
- (5) 認知症の人および家族への支援業務の実施
介護者の負担軽減のため、家族会の後方支援や情報収集を行う。また地域住民や認知症初期集中支援チーム等関係機関と連携し、認知症高齢者の早期発見対応に努め、安心して生活を送れるよう適正なサービスにつなげる。
- a) 認知症の人やその家族を支えるために、関係機関と連携を取りながら継続的な支援
 - b) 若年性認知症の人への支援については、若年性認知症相談窓口と連携
 - c) 認知症初期集中支援チーム等の活用
 - d) 認知症サポーター養成講座等の実施を通じて、認知症に関する正しい知識の普及啓発
 - e) 認知症地域支援推進事業への協力と活用
- (6) 在宅療養者への支援の実施
- a) 在宅療養相談窓口や関係機関と連携及び必要な情報提供

b) 退院前から医療機関との連携に努め、安心して在宅療養が受けられるよう支援

(7) 上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施

a) 地域のネットワークを活用した、積極的な情報収集を行う

b) 虚弱高齢者を早期発見、早期対応するための高齢者会館、まちなかサロン等での情報収集及び個別相談への対応、基本チェックリストの実施

(8) 上記の業務を実施する上で地域のネットワークの構築や活用

a) 担当圏域のキャラバンメイトと協力し、認知症サポーター養成講座の実施

b) 町会や地区祭り、オレンジカフェやサロンへの参加、民生児童委員協議会への参加

c) 松が丘シニアプラザとの共催サロンにて、地域住民向けの健康講座定期開催

d) 広報誌『中野北通信』を年3回発行

e) 区民活動センター、高齢者会館での行事等への参加、介護予防啓発事業の実施

f) 自主グループ活動等への働きかけや活動への参加

g) 地域密着型サービスの運営推進会議等への参加や情報交換

h) 松が丘シニアプラザの運営委員会への参加や情報交換、野方高齢者会館での出前相談の実施

i) 担当圏域の主任介護支援専門員と協働し、事例検討会開催、協力医と勉強会開催

j) すこやか福祉センター主催の地域ケア会議や圏域のネットワーク会議への参加

k) 脳いきいき講座を実施し認知症予防について広く知ってもらい、予防活動へ繋げる

(9) 中野区地域包括支援センター運営協議会とのかかわり

地域包括支援センターの公正・中立な運営を図るため、事業報告書の提出と運営協議会への出席、指示・指導を受けた点について速やかな改善に努める。

a) 運営協議会での協議内容、決定事項に沿った事業計画の作成と適正な運営改善に努める

2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という）に基づく委託業務（法第17条）

「中野区高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて、関係機関と連携・相談をしながら対応する

a) 高齢者及び養護者への相談・指導及び助言（法第6条）

b) 通報・届け出の受理（法第7条、8条）

c) 高齢者の安全の確認その他の事実確認（法第9条第1項）

d) 養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施（法第14条）

e) 第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介（法第27条）

3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の22の規定により実施する事業）

元気なうちから地域支援事業等に関する情報を提供し、具体的な目標を共有して社会への関わりの中で身体機能向上に努めるよう支援する。

a) 予防給付に関するケアマネジメントを行うにあたっては、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成に努める

b) 高齢者の状態に即した具体的な目標を設定し、その達成のためのケアプランを策定する

c) ケアプランの作成に関しては、予防給付のみならず、地域支援事業や地域の社会資源を活用し高齢者が無理なく、地域にとけこみながら目標を達成できるように努める

- d) 定期的に目標の達成度についての評価、高齢者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援する
- e) ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正・中立な事業所の選定に努める
- f) 受託者は先に締結した指定介護予防支援事業所の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更するものとする

4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）

- a) 自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者について実態調査と、理由書類等の作成
- b) 区からの依頼に基づき、在宅福祉サービスの受給者等についての状況を調査及び担当課への報告
- c) 窓口開設時間外等の支援については、管理者の判断に基づいた対応と担当課への報告
- d) 中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査の実施

IV 運営体制

1 苦情対応

地域包括支援センターに苦情相談窓口を設置し掲示する。法人苦情処理要綱に基づき、誠実かつ迅速な対応を行うとともに、苦情を受け付けた際は速やかに中野区へ報告する。必要に応じて法人の設置する第三者委員会に諮り、再発防止策を講じる。また外部研修等にも参加し、解決能力の向上を図る。

2 職員研修

中野区主催の研修や外部研修、情報交換会等には、計画的に参加して資質向上を目指す。また法人内研修への参加や伝達研修、毎月の所内研修、事例検討を随時実施することにより、情報共有と課題解決能力を高めていく。

3 個人情報保護

事業実施に際しては、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則（平成2年規則第48号）第6条第1項に規定する以下の条件を遵守する。

- a) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- b) 委託事務以外の利用の禁止
- c) 第三者への提供の禁止
- d) 複写の禁止
- e) 提供資料の返還義務
- f) 個人情報の管理に関する区の検査に応じる義務
- g) 事故報告の義務
- h) 再委託の禁止
- i) 条件に違反した場合の契約解除に関する事及び損害賠償に関する事
- j) その他個人情報の保護に関し必要な事項

- ・PC情報は法人がサーバーで一括管理、パスワード定期的変更、USB使用不可
- ・個人情報掲載のあるメール送信時はパスワードを設定する
- ・終業時PCはキャビネットに施錠保管、チェック表にて確認
- ・個人情報持ち出し時は“個人情報持ち出し簿”に記入、複数名で確認
- ・持ち出し用鞆に南京錠、自転車籠にカバー使用

4 事故緊急時の対応

法人の「地域包括支援センター危機管理マニュアル」の見直しを図る。リスクマネジメント委員会に定期的に参加し、事故の原因を明らかにすることで、あらかじめ予想される事故への予防対策を行う。また、事故・ヒヤリハット等の振り返りを行い、職員の危機管理に対する意識を高め、リスクを最小限にして再発防止を図る。

災害時の対応が適切に行えるよう定期的に訓練等を行い、必要となる備品を整備する。併設のすこやか福祉センターと連携して被災者（高齢者）の救援・救護活動に協力する。

5 災害時事業継続計画（BCP）の見直しと充実

自然災害発生に備え、平常時の対応、緊急時の対応、他施設との連携、地域との連携各項目の見直しと充実を図る。

大規模地震発生時等は、中野区と締結がなされた「大規模地震発生時等における協力体制の確保に関する協定」に定められた協力行動を実践する。

6 ハラスメントへの組織対応

令和7年度作成したカスタマーハラスメントマニュアルに基づき、適切に利用者対応などが出来るよう職員教育、研修を実施する。

その他のハラスメントの発生を防ぎ、職員の離脱がないよう教育・研修を図る。

7 施設・設備

併設の松が丘高齢者在宅サービスセンター、松が丘ケアプラン相談センター、松が丘シニアプラザと連携して、来館者に事故等がないよう施設の安全管理を徹底する。また相談者が安心して相談ができるようプライバシーの保護に配慮した相談スペースを確保する。

システム使用と個人情報の取り扱いについて

(「中野区情報システム外部委託標準安全対策」他より)

- ・業務に関して知りえた個人の秘密は漏らさない。(介護保険法第69条の37、第115条の45第5項)
- ・業務に必要な保健福祉サービス情報を、本人同意のもと、区へ問い合わせできる時間は、月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ・区へ問い合わせをすることができる情報は、保健福祉サービス受給情報と、受給の可否に係る情報に限る。
- ・個人情報の外部への持ち出しは、原則禁止とする。やむを得ず持ち出す場合は、コピーで対応(氏名部分はマスキング)、管理簿の作成、鍵のついた鞆の使用等の方策を講じること。
- ・個人情報の漏洩等の事故があったときは、速やかに区へ届け出る。
- ・区より提供された情報については、返還義務があるものとし、目的外に利用することは禁止する。
- ・区による定期的な報告聴取、監査・検査に応じる。
- ・機密情報の漏洩事故を防止するための体制、対策を講じるとともに、当該事故が発生した場合の対処手順、損害賠償等について規定する。
- ・個人情報が記録されている媒体を有する機器を外部事業者へ修理もしくは廃棄させる場合は、事前に内容を消去できる場合を除き機密保持義務を設け、廃棄時はデータの物理的消去を行う。
- ・システム障害を未然に防止するための措置、障害発生を早期発見するための措置、及び障害発生時の問題拡大や迅速復旧のための措置について、対策を明示する。
- ・記録媒体については、使用する媒体を含め、ウイルス対策ソフトの最新の定義ファイルにて問題がないことを確認する。
- ・離席等により第三者に閲覧、盗難されることのないようにする。

項目	内容
【総合相談】 個別ケースを取り上げた地域ケア会議を定期開催し、多職種・区民と課題を共有し、地域づくりを推進する。	個別ケース検討会議（地域ケア会議）を定期的を開催することにより、居宅介護支援事業所が抱える課題のあるケースを通して、介護・医療の多職種や民生委員など区民と地域の課題を共有し、地域のニーズに即した地域づくりを推進して行く。
【介護保険外サービスの把握と活用】 介護保険外サービスを活用することにより、利用者の状況に適したプランとなるよう調整する。	ヘルパー不足などの支援者不足が見受けられる。また、介護保険外サービスの方が自由度が高く、利用者のニーズに合うこともある。 スーパーのお届けサービス、ネットスーパーの活用、ほほえみサービスやシルバーサポートなどを活用して、介護保険外でも利用者に適した支援となるよう調整していく。
【災害対策】 とまり木で防災の講座を開き、また地域の防災活動へ参加し、災害に備えていく。	今年度もとまり木で防災に関する講座を開催し、地域の方々へ防災への意識を高めて行きたい。また、自治会などでの防災活動に積極的に参加し、地域包括支援センターとしての災害時の役割やできることを確認していく。 防災は、住民の広い関心があるところ。普段接点の少ない地域の方とつながる良い機会とも考える。
【権利擁護】 認知症サポーター養成講座を開催し、地域の方へ認知症のある方に対する理解促進を図る。家族介護者への支援の充実を図る。	認知症が進行していても、周りの方々の理解や声掛け、見守りで、安心して生活できる環境を整えることができる。 認知症サポーター養成講座を地域で積極的に行うことにより、地域の方々の認知症のある方に対する理解促進を図っていく。 また今年度新たに地域のサロン後に、認知症相談会を開き、広く認知症相談の場を設ける。 また、介護者相談会も開き、家族介護者支援の相談の場を設ける。

※1 ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

令和8年度

中野区 中野 地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

中野区の介護保険事業計画を踏まえ、地域の高齢者の心身の健康の維持、及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・福祉・医療の向上及び増進を包括的に援助・支援していきます。

「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標に沿って、「区民の誰もが、心身ともにすこやかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち。そのために必要な保健福祉のサービスが、公私のパートナーシップにもとづいて、地域で総合的に提供されるまち」の姿を目指して、住み慣れた地域での生活の継続を支援していきます。

中野区の地域包括ケア総合アクションプランに基づき、社会的孤立をなくし、支援を必要とする人をひとり残らず支援につなげ、孤独で苦しむ人をなくす、地域包括ケアのとりくみを広げます。

中部すこやか福祉センター、各区民活動センターのアウトリーチチームと連携し、地域住民や関係機関との連携を深め、地域の馴染みの施設として地域ネットワークの構築を続けていきます。

中野区のスローガンでもある「できることからはじめ」ていき、着実に進歩前進を目指す向上的包括的な組織を常に目指し、文化的な区民に信頼されるようにいたします。

2 人材育成方針

採用時、以後3年をめどにフォローアップ研修を行い、その後、中堅職員向け、次世代リーダー向け、管理者向け研修を行っています。

法人全体として、事例取り組みシートを用い、人事考課制度を導入し、スキルアップを図っています。

地域包括事業部の専門職(医療職・社会福祉士・介護支援専門員)につきましては、専門性を高めるにふさわしい講師を招き、勉強会を計画的に開催しております。

東京都の精神保健研修、区や都の主催研修、各職能団体主催の研修には計画的に職員を参加させ、その都度所内で水平展開を行います。

各職員が個々に目標管理を行い、必要な研修や研究に取り組めるように図っています。

II 事業実施体制

1 職員の配置

区が示す地域包括支援センター設置運営に関する基準を遵守いたします。

(1)包括的支援事業担当者

社会福祉士	3名
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名
主任介護支援専門員	3名

(2)介護予防・生活支援サービス事業担当者 (専任・兼務がわかるようにしてください)

社会福祉士	3名(兼務)
保健師または地域保健の経験がある看護師	3名(兼務)
主任介護支援専門員	2名(兼務)
介護支援専門員	3名(兼務)

(3) 指定介護予防支援事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

社会福祉士	3名（兼務）
保健師または地域保健の経験がある看護師	3名（兼務）
主任介護支援専門員	2名（兼務）
介護支援専門員	3名（兼務）

2 管轄地域

中央3丁目3～21、27～29、37～51番、
中央4丁目6番14、15号、11～61番、
中央5丁目20番7(一部)、8～11号、21番1～5号、22～26番、
27番14～23号、28～49番、
中野1丁目32番、50番、54番9～13号、55番、
56番1～9、10(一部)、11(一部)12、13号(一部)
中野2丁目・3丁目、
中野4丁目1・2、8～10、13～21番、22番1.2号、
中野5丁目1～67番、
中野6丁目、東中野3丁目、上高田全域、
新井1丁目1番、2番1～17、25(一部)、26～28号、3番1～3、11～15号

3 開設時間

月～土曜日 午前8時30分から午後5時00分
年末年始(12月29日から1月3日)、日曜日、国民の祝日・祭日は休日といたします。
中部すこやか福祉センターの窓口時間に準じます。

4 休日、夜間相談体制

休日、夜間の対応につきましては、窓口相談当番職員が携帯電話に転送し、待機当番職員が対応します。

中野区から示された「緊急ケース処理の手引き」のほか、児童民生委員の名簿、中部すこやか福祉センターの緊急連絡先、休日当番医の一覧表、職員の連絡網を所持し、必要時には連携しながら適切に対応します。

対応については、あらかじめ中部すこやか福祉センター等の関係機関と協議し、必要事項の取り決めをいたします。

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第1号）

- i 介護予防・日常生活支援総合事業に関するアセスメントを行うにあたっては、基本チェックリストの結果を踏まえ、高齢者の状態に留意し、「興味関心チェックシート」を参考にしながら、本人の望む生活の実現に向けて、適切なケアプランの作成をいたします。
- ii 高齢者の状態に合った具体的な目標を設定し、高齢者自身がそれを理解したうえで、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいられるようなプランを当該高齢者と一緒に作成いたします。
- iii ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域の支援事業や地域の社会資源を活用して、高齢者が無理なく地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を達成できるようにつとめます。高齢者会館や地域のサロン等とも連携していきます。
- iv 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら、

- 次の段階に進めるように支援をしていきます。
- v ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、原則的なケアマネジメントに限り、公正でスムーズな委託をしていくようにつとめます。
また、予防指定事業所となった居宅介護支援事業所とは一層の連携をはかり、サービス内容で給付担当が変更となっても滞りなく本人に不利益のないよう対応いたします。
 - vi 受託者は先に締結した指定介護予防支援事業者の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合は、速やかに中野区との協定の変更をいたします。
 - vii 具体的な実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知)及び中野区総合事業対応手引書を参考として行います。

- (2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第2号）
 - i 相談支援台帳(中野区要支援者台帳システムを含む)を適宜整備し、行政の他窓口と最新の情報が共有できるように努めます。
 - ii 高齢者(介護保険対象外)にかかる区のサービスについての情報提供を行います。
 - iii 介護予防に関する最新情報を研修等にて常に取り入れ相談、指導、助言を行います。
 - iv 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整を行います。
- (3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の45第2項第3号）
 - i 成年後見制度や利用者権利擁護に関する相談について
 - ア 本人・家族等からの相談や実態把握によって、その高齢者の心身の状況や生活状況等から、成年後見制度の利用等の権利擁護について検討し、必要に応じて専門窓口につなげます。
 - イ 地域ネットワークの中で区等と連携し支援する必要があると判断した場合は権利擁護に関するケース検討会を開きます。
 - ウ 専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、区が主催する法務相談支援事業や専門ケース会議の活用、社会福祉協議会の権利擁護事業に引き継ぎます。
 - エ 中野区や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度(法定後見・任意後見)を普及させるための広報や説明会の企画や開催などの取り組みを行います。
 - ii 虐待が疑われるケースについての相談について
 - ア 虐待が疑われるケースの通報があった場合は即座に中野区福祉推進課高齢者専門相談に連絡し、慎重に調査の実施、関係機関と連携をはかり24時間以内に実態把握を行います。
 - イ 立ち入り調査や措置が必要と思われる場合は、中野区の福祉推進課高齢者専門相談担当と連携しながら支援します。
 - ウ 必要時には警察や介護事業所等にも依頼をかけ、包括支援センターだけで抱え込み、解決困難となることを防ぎます。包括支援センターだけでは介入が困難な場合も支援可能になるようにいたします。
 - iii 消費者被害の防止
 - ア 消費者センターと連携を図るなど、日常的に消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害の防止を目的とした関係機関の周知や啓発を行います。消費者センターからの「情報特急便」などの情報提供を受けた際は、ホームページ、SNS等での発信、ポスターチラシの掲示、訪問や電話などでの注意喚起を広く行います。
 - イ 消費者被害に関する相談を聞き取り、被害にあった高齢者の被害回復及び再発防止のために警察、消費者センター・弁護士等につなげる等の支援を行います。
 - ウ サロンやカフェなどでの注意喚起や警察、消費生活センター、中野区社会福祉協議会等による講話等を企画開催いたします。
 - iv 権利擁護事業相談、支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用していきます。年代の違い3名の社会福祉士にて、原因となったそれぞれの時代背景や社会情勢、価値観などを理解共有し、孤立しない支援をはかります。

- (4) 被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項第1号ニの規定により実施する事業）の実施
- i 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行います。
 - ア ケアプランに関わる日常的、個別的な相談について、適宜スーパービジョンを行い、支援をしていきます。
 - イ ケース会議、関係者会議、サービス担当者会議、地域ケア個別会議等の開催支援を行います。
 - ii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援をします。
 - ア 医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携支援を行い、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるように連絡協力体制を整備します。特に相談窓口や相談方法が分かりにくい機関には同行や連絡調整を行い、介護支援専門員が新たな繋がりを作れるよう支援いたします。
 - イ 支援困難事例に対する支援、必要時のスーパービジョン等を行っていきます。居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所でそれぞれ業務経験のある3名の主任介護支援専門員が支援者に寄り添い、気軽に話ができる窓口となることで担当者が早期に気付きや課題解決に結びつけるようにいたします。
 - ウ 定期的に、その時のニーズに応じた研修会の企画開催を行います。些細な会話の中から課題やニーズを見つけ、新たな発想となるような機会をつくります。
 - iii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換及び日常的な連絡調整を行います。
 - ア 地域内の介護支援専門員が事業所の枠を超え、相互に情報交換を行い、介護支援専門員や地域、介護サービス事業所、薬局などとのネットワークの構築と活用ができるよう毎月第三（月）に介護支援専門員が集まれる場「ケアマネサロン」を開催いたします。
 - イ 地域内の居宅介護支援専門員のネットワークを中野区事業者連絡会のケアマネ部会と連携し、構築していきます。
 - ウ 介護支援専門員が日常の相談援助業務で起こりうる心身の負担感を共有軽減できるネットワークを作ります。介護支援専門員一人一人の活躍の場をつくり、中野区で業務を継続する気持ちに繋がります。
- (5) 認知症の人および家族への支援業務の実施
- i 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行います。なお、若年性認知症の人への支援については、若年性認知症相談窓口と連携していきます。また、若年性認知症家族会「陽だまりの輪」には定期的に参加し、スムーズな連携がはかれるようにしていきます。
 - ii より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チームやmikan等と連携することで本人や家族が受け入れやすくなるよう支援していきます。
 - iii 家族や地域住民、関係機関に対して、認知症サポーター養成講座や認知症予防講演等の実施を通じて、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行っていきます。
中野区認知症地域支援推進事業、中野区オレンジカフェ連絡会とも協働、連携していきます。
 - iv 地域や商店、企業等に認知症サポーター養成講座の開催を本年度も行っていきます。サポーター養成講座修了生にはネットワークの構築と活動の場の情報提供を行います。
 - v RUN 伴+なかのに参加し、認知症の方と関わりのない区民へも普及啓発活動を行い、認知症への理解が深まるようにし、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを目指します。
 - vi アクションプラン柱1の権利擁護の推進と理解の促進の目標値を意識し、認知症がきっかけで虐待とならないよう関係各所と連携し予防に努めます。
 - vii MCIの方が認知症の進行や事故などに巻き込まれないよう変わりゆく中野駅周辺や新井薬師駅周辺の街並みを随時把握し、注意喚起いたします。

(6) 在宅療養者への支援の実施

- i 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口や医師会、歯科医師会、薬剤師会など

- の関係機関と連携を取り、適切な支援に繋がります。
- ii 地域住民や関係機関等に対して、区と協力して、在宅療養に関する正しい知識の普及・啓発を行います。窓口に「在宅療養ハンドブック」を設置し、配布していきます。
- iii 在宅医療介護連携を推進するため、在宅療養を支える多職種間のコミュニケーションツールである医療介護情報連携 ICT システムを活用します。システムは区が指定した「メディケアネット」を使用します。
- iv 中野区の摂食嚥下部会、在宅療養研究会、東京都西部緩和ケア連携推進事業、相談支援部会との連携を図っていきます。
- v 病棟や退院調整での業務経験のある保健師看護師による伴走支援で、病院と在宅との差異や受取り方の違い等を地域性や価値観をふまえて考え支援できるようにいたします。

(7)上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施

- i 地域のネットワークを活用した積極的な情報収集を行っていきます。
- ii 情報が寄せられやすい信頼のおける身近なセンターとなるよう地域の関係機関に赴き、気軽に話しやすい関係性を構築します。
- iii 虚弱高齢者の早期発見、早期対応をするために、高齢者会館、まちなかサロン、地域のカフェ等に出向き、積極的な情報収集を行うとともに個別の相談に応じ、基本チェックリストを実施するなどして、早期に関わりが持てるようにします。

(8)上記の業務を実施する上で地域のネットワークの構築や活用

- i 地域ネットワークのさらなる構築のため、既存の社会資源やニーズの把握ができるよう積極的に地域を回ります。『みま～も桃園』のオブザーバーとして関係保持し、連携協働をはかります。また、昭和・東中野区民活動センターの一時移転に向けて一層の連携をはかります。
- ii 上記作業を行うなかで、地域の社会資源マップとリストを作成し、随時情報の更新をします。平面上の位置関係だけでなく土地の特徴もマップ化し、資源の活用度もはかれるようにいたします。
- iii ネットワークの構築、再構築を行い、ニーズに基づいて必要な連絡調整を行います。
- iv ネットワーク強化に向けた取り組みとして区が開催する各種会議や講演会に構成員として参加します。
- v ネットワークの維持・発展のために、『合理的配慮の提供、共に過ごしやすい社会の実現』の目的を地域ごとに確認しながらコーディネートを行います。

(9)中野区地域包括支援センター運営協議会とのかかわり

- i 業務の報告は中野区地域包括ケア推進課を通して行います。
- ii 運営協議会での協議内容、決定事項に沿って運営します。
- iii 運営協議会の求めに応じて事業計画等を提出します。

2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく委託業務（法第17条）

(1)高齢者及び養護者への相談・指導及び助言等を行います。（法第6条）

(2)通報・届け出の受理をします。（法第7条、第8条）

(3)高齢者の安全の確認その他事実確認をします。（法第9条第1項）

(4)養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施します。（法第14条）

(5)第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をします。（法第27条）

※具体的には『中野区高齢者虐待対応マニュアル』を参照

所内でマニュアルの読み合わせ、確認を随時行います。

3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の22の規定により実施する事業）

被保険者に対する予防給付に関するケアマネジメントを行います。

- i 予防給付に関するケアマネジメントを行うにあたっては、高齢者の状態に留意し、適切にアセスメントを行い、ケアプランの作成をします。
 - ii 高齢者の状態にあった具体的な目標を当該高齢者と共に考え設定し、生きがいを持って達成を目指すプランを策定します。
 - iii ケアプランの作成に関しては、予防給付のみならず、地域支援事業や地域の社会資源を活用し、高齢者が無理なく地域に溶け込みながら楽しく目標を達成できるようにつとめます。
 - iv 定期的に目標の達成度について評価見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら、今後も必要とされる気持ちを保ち、次の段階に進めるように支援します。
 - v ケアマネジメントの居宅介護支援事業者への一部委託にあたっては、中野区の8包括で決めた方法により、公正で円滑な委託を行います。
 - vi 受託者は先に締結した指定介護予防支援事業者の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更します。
- 4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）
- (1)自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者についての実態調査を行い、理由書等の作成を行いません。中野区のアセスメント支援事業の活用により効果的な住宅改修や福祉用具の利用に繋がります。
 - (2)区からの依頼に基づき、区在宅福祉サービスの受給者等について、現在の状況を調査し、実態を把握した結果を中野区担当課に報告します。
 - (3)援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外等に訪問業務の必要が生じた場合は、管理者の判断に基づき、必要な業務を行います。
なお、当該業務を実施した場合は、中野区地域包括ケア推進課に必ず報告します。
 - (4)中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を実施します。

IV 運営体制

1 苦情対応

苦情に対しては真摯に受け止め処理状況を速やかに報告します。

包括支援センターに対する苦情は法人へ発生から2日以内に状況報告を行い、事業所内および法人全体でも水平展開し、原因を把握、再発防止に努めます。

2 職員研修

法人の人材育成方針に基づき、職員研修、専門職研修を行い、東京都や中野区の主催する研修や情報交換会等に参加させます。

上記のほか、専門職として、各職能団体が行う専門分野の研修会などに積極的に職員の参加ができるようにはかります。

3 個人情報保護

中野区の『個人情報の保護に関する条例施行規則』（平成2年規制第48号）第6項第1項に規定する以下の条件を遵守する。

(1) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止をします。

・業務に関して知りえた個人情報は漏らしません。来所や電話中などで情報を目視しながら会話することで漏えいとなるリスクがあることから、相談窓口や電話中に区のシステムが見られないようにパソコンを配置いたします。

・個人情報の記録がされている媒体を有する機器を外部事業者に修理もしくは廃棄させる場合は、事前に内容を消去できる場合を除き、機密保持義務を設け、廃棄時にはデータの物理的消去を行います。

・離席等による第三者に閲覧、盗聴されることのないように個別ファイルやメモ、パソコンの画面も個人情報が分からないようにいたします。

・個人情報はセンターからの持ち出しを禁じます。やむを得ず個人情報を持ち出す場合は管理簿に持ち出す職員以外の職員が書類を確認し、リュックサックや肩掛けカバンたすき掛けにするなど、身から離さない方法を講じ自転車の籠等に置かないよう徹底します。また、屋外ではカバンを開かないようにいたします。

- (2)委託事務以外の利用はしません。
- (3)第三者への提供は致しません。
- (4)原則的には複写は、いたしません。
- (5)提供された資料は返還、又は廃棄します。
 - ・中野区から提供された情報については返還、または廃棄の義務があるものと常に意識し、目的外には利用しません。
- (6)個人情報の管理に関する区の検査に応じます。
- (7)事故発生時には速やかに報告します。
 - ・中野区による定期的な報告聴取、監査、検査に応じます。
- (8)再委託は致しません。
- (9)条件に違反した場合の契約解除に関すること及び損害賠償に関する定めに従います。
- (10)その他個人情報の保護に関する必要な事項を遵守します。
 - ・業務で必要な保健福祉サービス情報を本人同意のもと、区へ問い合わせる時間は月曜日から金曜日の8時30分から17時までとします。
 - ・区へ問い合わせる情報は、保健福祉サービス受給情報と受給の可否に関する情報に限ります。
 - ・システム障害を未然に防止するための措置、障害発生を早期発見するための措置、及び障害発生時の問題拡大や迅速復旧のための措置について対策を明示します。
 - ・記録媒体については、使用する媒体を含め、ウイルス対策ソフトの最新のファイルにて問題がないことを確認します。「中野区情報システム外部委託標準安全対策」他 より

※所内でマニュアルの読み合わせを年2回以上および随時確認を行います。

『中野区個人情報の保護に関する条例』『医療・介護関係事業者における医療情報の適切な取り扱いのためのガイダンス』『法人 個人情報保護マニュアル』『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』

4 事故緊急時の対応

事故・緊急時は迅速、マニュアルに則って適正な処置を行い、速やかに中野区に報告し、指示を求めます。

また、処理状況を報告いたします。

5 施設・設備

- (1) 事務室は中部すこやか福祉センター内にあり、常時 11 名程度の職員が事務を行うスペースを確保しています。
- (2) 相談室は事務室に隣接した場所にあり、さらに必要時には中部すこやか福祉センターの相談室や会議室も利用することができる環境です。

令和8年度 地域包括支援センター 事業実施スケジュール

中野 地域包括支援センター

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総合相談	相談・実態把握等業務	民生委員後追い調査と報告													
		アウトリーチチーム、町会見守り支援チーム、個別民生委員、地区民協、高齢者会館との連携、地域の高齢者の情報収集と戸別訪問													
権利擁護	相談等業務	認知症サポーター養成講座の開催・認知症疾患医療センターとの研修共催・成年後見センター、社会福祉協議会との連携と情報共有													
		虐待に関する勉強会				消費者被害に関する勉強会									
ケアマネ支援システム	ケアマネ後方支援等	随時、相談支援、担当者会議開催支援及びケース会議開催支援、地域ケア個別会議、スーパービジョン													
	ケアマネ支援関連事業	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの	ケアマネサロンなかの		
		中部主任ケアマネ研究「地域共生社会を実現するケアプラン」													
		事例検討会		事例検討会				東中野・中野合同勉強会		事例検討会		東中野・中野合同勉強会		事例検討会	
介護予防マネジメント	ケアプラン作成に関すること	委託先の予防プラン確認・重度化防止のアセスメントの徹底・元気アップ・地域資源の活用・一般介護予防教室との連携													
		脳いきいき講座				脳いきいき講座									
地域ネットワーク構築	地域ネットワーク構築関連事業(※主催分のうち主なもの)	とまり木カフェ(権利擁護)	とまり木カフェ(測定会)	とまり木カフェ(脱水予防)		とまり木カフェ(健康習慣)	とまり木カフェ(防災)	とまり木カフェ(災害時の食事)		とまり木カフェ(防犯)	とまり木カフェ(認知症予防)	とまり木カフェ(運動機能測定会)			
高齢者虐待防止業務	相談・通報受理・事実確認・養護者支援等業務	相談・通報受理・訪問・実態把握・受理票作成・コア会議・ケース会議・後追い調査・ケアマネジメント支援について随時対応													
		認知症サポーター養成講座・キャラバンメイトの活動													
職員研修	職員研修実施及び参加	毎月1回所内伝達研修、毎月1回所内事例検討会・困難ケース検討会の実施 東京都虐待研修、東京都認知症研修、法人専門研修													
		認知症地域支援推進員				包括職員現任研修									
その他	PR・周知関連事業、その他	町会・地区民協参加・ミニデイ・シルバー人材センター・ほほえみサービス、生協連・友愛クラブ等への情報提供と連携													
		毎月ホームページアップ20件目標・3か月に1回の広報紙の発行・地域巡回・ケアのたね 3か月に1回発行													

項目	内容
地域資源の把握及び地域作り	前年同様、包括パンフレットの作成、包括通信（年2回）の発行、地域ニュースへの投稿、併設かみさぎホームのSNN等でのセンターの周知活動を積極的に継続していきます。地域が主役となるイベントへの参画・共催をし、町会、自治会、商店街、民生委員等多様な機関と連携を図れるようにしていきます。また、鷺宮すこやか圏域の介護支援専門員と連携し、「ケアマネ合同交流研修会」の開催や毎月の「ランチミーティング」開催等で相談しやすい関係作りを継続します。
認知症支援	オレンジラボによる物忘れ相談会開催（2カ月に1回）やRUN伴への参加を通して、各団体の活動把握し顔の見える関係作りを図ります。認知症サポーター養成講座に関してはMIKAN、包括主催等の毎年恒例の開催（大学、短大、高校、中学等）、併設かみさぎホームにおいても継続開催していきます。介護・医療・福祉関係者だけではなく地域の方々へ向けて、地域で暮らす認知症の方々の理解を深め、支援チームの輪を広げていきます。
権利擁護支援	虐待、詐欺、意思決定困難、社会からの孤立、医療・介護へのアクセス困難、年齢差別及び経済的困難に陥る事を予防するために、認知症初期集中チーム、法務相談、鷺宮すこやか、社会福祉協議会、コミュニティーソーシャルワーカー、アウトリーチチーム、居住支援等の関係機関との連携を一層図っていきます。また、エリアにある鷺宮西住宅（第1期）が令和9年9月以降建替え開始となります。上記に伴った移転に関する高齢者支援を必要時にJKKと連携して行っていきます。
災害時の対策	併設かみさぎホームの「BCP事業継続計画」に基づき、現実的な対応に向けてマニュアルの改訂、研修、訓練等を継続的に行います。管轄地域やかみさぎホームの防災防犯委員会や防災訓練への参加し、町会や関係機関の連携を行い、地域の高齢者が安全に暮らしていける体制を整えていきます。

※1ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

令和8年度

中野区上鷺宮地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

「中野区健康福祉総合計画」を基に、中野区における健康福祉を計画的に推進する。

「区民の誰もが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら自立した生活が営めるまち」に必要な保健福祉サービスが、公私のパートナーシップに基づき総合的に提供できるようにする。

地域共生社会の実現のための地域づくりを基本とし、支援を必要とする区民の年齢や抱えている課題の種類を問わず、一体的かつ重層的に支援を行うことができる地域包括ケア体制の構築を図る。

また、災害や感染症への対応力の強化を図り、緊急時にも安定、継続したサービス提供を行うことができるよう、日頃から発生に備え、業務継続計画（BCP）を更新、訓練を推進することはもとより、地域防災の取り組みも計画的に広げていく。

2 人材育成方針

法人として「人を活かすとともに育む」という方針のもと、新人から管理職等、能力に応じた階層別、職種別など人材の育成を行う。また、人事考課制度の活用により、個々の職種、経験、希望等を考慮した研修計画を立て、研修参加後は、適時所内研修にて報告、共有、意見交換を行うことで、職員全体のスキルアップを目指す。

また、毎年外部機関による「ストレスチェックサービス」を受け、ヘルスケアの意識を持ち、改善に努める。法人内に「あんしん相談室」、法人外に「こころとからだの電話相談」を設け、個別カウンセリングを受けることができ、持続可能な包括運営ができるよう人材育成・確保に努めている。

II 事業実施体制

1 職員の配置

(1) 包括的支援事業担当者

社会福祉士	3名
保健師または地域保健の経験がある看護師	3名
主任介護支援専門員	3名

(2) 介護予防・生活支援サービス事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

包括的支援事業担当者（兼務）	9名
介護支援専門員（専任）	1名

(3) 指定介護予防支援事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

包括的支援事業担当者（兼務）	9名
介護支援専門員（専任）	1名

2 管轄地域

上鷺宮全域、鷺宮全域、白鷺2・3丁目、野方6丁目36番1～12号・37～39番・40番5～14

3 開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

4 休日、夜間相談体制

- (1)休日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日、12月29日から同月31日まで
- (2)相談体制：開設時間以外は当日当番職員の携帯電話に転送され、必要時は連絡網にて各職員へ対応依頼する。
全員が法人の携帯電話を所持し、緊急連絡網を整え対応している。緊急を要する場合には、中野区から指示された「中野区緊急ケース処理の手引き」に沿って対応する。あらかじめ、各関係機関と協議し、連絡方法その他必要事項について定める。

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

- (1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第1号）
- i 相談援助台帳の整備（地域包括支援センターシステムを含む）
 - ii 高齢者（介護保険対象外）にかかる区のサービスについての情報提供
 - iii 介護予防に関する相談、助言、指導等
 - iv 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整
- (2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の45第2項第2号）
高齢者に対する権利擁護を行う。権利擁護事業相談・支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用する。
- i 成年後見制度の利用について
 - ・本人・家族からの相談や実態把握によって、その高齢者の心身の状況や生活状況等から、成年後見制度の利用について検討する。
 - ・地域のネットワークの中で、区、社会福祉協議会等と連携して支援する必要がある場合は、権利擁護に関するケース検討会議を開催する。
 - ・より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、社会福祉協議会の権利擁護事業に引き継ぐ。
 - ・中野区社会福祉協議会と連携し、成年後見制度（任意後見・法定後見）を普及させるための広報や説明会の取り組みを行う。
 - ii 消費者被害（詐欺等）の防止について
 - ・消費生活センターと情報連携を図る等、日常的に消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害の防止を目的とした関係機関への周知や啓発活動を行う。
 - ・消費者被害に関する相談を聞き取り、被害にあった高齢者の被害回復及び再発防止のために警察・消費生活センター・弁護士等につなげる等の支援を行う。
- (3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の45第2項第3号）
- i 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
 - ・ケアプランに関わる日常的、個別的な相談について支援を行う。
 - ・サービス担当者会議の開催支援を行う。

- ii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援を行う。
 - ・地域の介護支援専門員が担当する支援困難ケースに指導、助言を行う。
 - iii 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換及び日常的な連絡調整、連携を行う。
 - ・地域において、ケアマネージャーとの更なるネットワーク構築に努める。
- (4) 被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項第1号二の規定により実施する事業）の実施
- i 要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。
 - ii 適切なアセスメントの実施により、要支援者等の状況を踏まえた目標を設定し、要支援者等本人が理解したうえで、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。
 - iii ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や地域の社会資源を活用して、要支援者等が心身ともに無理なく、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を達成できるよう努める。
 - iv 定期的に目標の達成度について評価、見直しを行い、要支援者等の気持ちに寄り添いながら次の段階に進むことができるよう支援する。
 - v ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努める。ただし、委託できるマネジメントは、原則的なケアマネジメントに限る。
 - vi 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について（令和4年9月13日老認発0913第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）及び中野区総合事業対応手順書・介護予防ケアマネジメントの手引きを参考とする。
- (5) 認知症の人および家族への支援業務の実施
- i 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行う。
 - ii 専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チーム等の活用、連携を図り支援を行う。
 - iii 地域住民や関係機関に対して、認知症サポーター養成講座や認知症予防講演会、もの忘れ相談会等の実施を通じて、認知症に関する正しい知識の普及啓発等を行う。
- (6) 在宅療養者への支援の実施
- i 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口や関係機関と連携をとり、適切な支援につなげる。
 - ii 地域住民や関係機関等に対して、区と連携を図り、在宅療養に関する正しい知識の普及啓発を行う。
 - iii 在宅療養介護連携を推進するため、在宅療養を支える多職種間のコミュニケーションツールである「医療介護情報連携 ICT システム」を活用する。システムについては、区が指定するものを使用する。
- (7) 上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施
- i 地域のネットワークを活用し、積極的な情報収集を行う。
 - ii 情報が寄せられやすい、信頼のおける身近な地域包括支援センターを構築する。
 - iii 虚弱高齢者の早期発見、早期対応をするため、高齢者会館・まちなかサロン等に訪問し、積極的に情報収集を行うとともに、個別の相談に応じ、基本チェックリストを実施する。
- (8) 上記の業務を実施する上で地域のネットワークの構築や活用
- i 地域のネットワークを構築するために、既存の社会資源やネットワークを把握する。
 - ii その作業を行う中で、地域の社会資源マップとリスト（利用者像）を作成する。

- iii ネットワークの構築、再構築を行い、ニーズに基づいて必要な連絡調整を行う。
- iv ネットワーク強化に向けた取り組みとして、区が開催する各種会議や講演会の構成員として参加する。
- v ネットワークの維持・発展のために、目的を確認しながらコーディネートを行う。

(9)中野区地域包括支援センター運営協議会とのかわり

- i 運営協議会での協議内容、決定事項に沿った運営を行う。
- ii 運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出する。
- iii 運営協議会の求めに応じて、会議に出席する。

2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく委託業務（法第17条）

- (1) 高齢者及び養護者への相談、指導、助言を行う（法第6条）。
- (2) 通報・届出の受理をする（法第7条、8条）。
- (3) 高齢者の安全確認、その他の事実確認をする（法第9条第1項）。
- (4) 養護者に対する相談、指導、助言、その他必要な対応を実施する（法第14条）。
- (5) 第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をする（法第27条）。

3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の22の規定により実施する事業）

- (1) 予防給付に関するケアマネジメントを行うにあたっては、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成に努める。
- (2) 高齢者の状態にあった具体的な目標を設定し、その達成のためのプランを作成する。
- (3) ケアプランの作成に関しては、予防給付のみならず、地域支援事業や地域の社会事業を活用し、高齢者が無理なく、地域にとけこみながら目標を達成できるように努める。
- (4) 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援を行う。
- (5) ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努める。
- (6) 受託者は、先に締結した指定介護予防支援事業所の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合には、速やかに中野区との協定を変更するものとする。

4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）

- (1) 自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請書について実態調査を行い、理由書類等の作成を行う。
- (2) 区からの依頼に基づき、区在宅サービスの受給者等について、現在の状況を調査し、実態を把握した結果を担当課へ報告する。
- (3) 要援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外等に訪問業務等の必要性が生じた場合は、中野区地域包括ケア推進課へ必ず報告をする。
- (4) 中野区高齢者実態把握事業要綱の基づく調査の実施

IV 運営体制

1 苦情対応

利用者や家族等から寄せられた苦情等を真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応する。サービス改善マニュアルをもとに「相談・苦情記録表」を作成し、管理者を苦情対応責任者とし、事実関係の調査、改善措置、記録、報告を行う。また、中野区へ報告し、改善を図る。経過や再発防止策についても包括職員で検討し共有する。また、法人の「リスクマネジメント会議」において共有し、苦情解決のためのサポート体制を整備する。

2 職員研修

- (1) 職員の資質向上を図るため、定期的に人事考課を行い、本人と協議しながら、能力に応じた研修を実施する。事業所内外研修、また、東京都や中野区が主催する研修会や情報交換会

等に積極的に参加する。

- (2) 保健、医療、福祉の連携を推進するため、生活圏域ごとに行う地域支え合い関連事業等に、包括支援センター職員も構成員として参加する。
- (3) 専門知識の習得や人材育成を目的として、法人内研修（階層別、職種別）や専門分野研修会などへ参加する。

3 個人情報保護

この事業に際しては、「中野区個人情報の保護」に規定する以下の条件を遵守する。

- (1) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん及び破損の防止。
- (2) 委託事務以外の利用禁止。
- (3) 第三者への提供禁止。
- (4) 複写の禁止。
- (5) 提供資料の返還又は廃棄の義務。
- (6) 個人情報の管理に関する区の検査に応じる。
- (7) 事故報告義務。
- (8) 再委託の禁止。
- (9) 条件に違反した場合の契約解除に関する事及び損害賠償に関する事。
- (10) その他個人情報の保護に関し必要な事項等を遵守する。
 - i 情報資産を取り扱う業務委託契約事項
 - ii 情報システムに関する業務委託契約事項

4 事故緊急時の対応

- (1) 事故発生時は、迅速かつ適切な対応を行う。また、必要な場合は、すみやかに中野区担当課等に報告・相談し指示を仰ぐ。管理者不在時も、誰もが混乱しないように、法人内の指示命令システムを確認・指導する。
- (2) 夜間休日、閉庁時は、「中野区緊急ケース処理の手引き」を常備し、法人内連携により、24時間365日の相談体制確保に努める。法人緊急連絡網を整備し、全員が法人携帯電話を所持し、相談・連携体制を維持する。
- (3) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するために、事業継続計画（BCP）等の策定や改善はもとより、定期的に研修・訓練を実施する。

5 施設・設備

中野区かみさぎ特別養護老人ホーム内1階に配置する（中野区上鷺宮3-17-4）。

項目	内容
I 2 「人材育成」	経験や役職に応じた計画的なOJTの実施と積極的な研修参加や資格取得等を支援し、人材育成を図ることで、センター全体の機能向上を目指す。
Ⅲ 1 (3) 「被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施」	事例検討会やケアマネランチミーティングなどを通じて相談しやすい関係づくりと、困難ケースなどに対応できるよう後方支援を行う。 また地域でのネットワーク向上を目的として、介護支援専門員同士のつながり強化のために上記のほかに他センターとの合同勉強会の開催や、多職種連携強化のために事例検討会等を通じて、医療と介護の顔の見える関係づくりを進める。
Ⅲ 1 (6) 「在宅療養者への支援の実施」	在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口や関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげる。 また地域住民や関係機関等に対して、在宅療養に関する知識の普及啓発を行う。
Ⅲ 1 (7)(8) 「被保険者等の実態把握の実施」「地域ネットワークの構築や活用」	センターに相談や情報が寄せられやすいよう、広報誌の作成や紹介パンフレットの配布を進め、広報活動を推進する。 また高齢者等の通いの場等に計画的に出向き、センターの情報発信を行うとともに、地域住民の求める活動や不足している資源等の情報収集を行う。区や社会福祉協議会、民生委員等との連携を図りながら進めることで、地域ネットワークの構築も図る。
Ⅲ 2 「養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務」	区の担当者等との連携だけでなく、法務支援や個別ケース会議等を活用し、関係者（社会福祉協議会、主治医等の医療機関、警察や消防、ケアマネジャー等介護サービス事業所）等との連携を図る。これにより情報共有や支援の方向性、役割分担、支援の実施時期等を明らかにし、虐待の再発防止や適切な養護者支援を実施する。

※1 ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

令和8年度

中野区 鷺宮 地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

高齢者やその家族が身近な地域で安心して尊厳ある暮らしを続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の維持、継続のための活動を行い、住民と共に地域福祉を創造していく。運営にあたっては公正、中立を遵守し、各専門職が職務理念を理解し、連携、協働していくことを基本とする。すこやか福祉センター、高齢者会館、障害者相談支援事業所と併設という特性を十分に活かし、地域の高齢者を一体的に支援していく活動の拠点としての役割を担っていく。

2 人材育成方針

すべての職員がその人の尊厳や人権・プライバシーを守り、専門職としての役割を自覚し、対人援助技術を向上させ、日々変化する地域ニーズに対応できるように努める。そのために計画的なOJTの実施、研修参加や資格取得等を支援する。

法人内の人事考課制度に基づき管理者による面接を定期的実施し、経験年数や役職に応じたスキル向上を目指す職場づくりと、的確な人材の育成・配置を行う。

将来の福祉・医療職員の育成に貢献するために、社会福祉・看護学生の実習生を積極的に受け入れる。

II 事業実施体制

1 職員の配置

(1)包括的支援事業担当者

社会福祉士	2名
保健師または地域保健の経験がある看護師	3名
主任介護支援専門員	1名
介護支援専門員	2名

(2)介護予防・生活支援サービス事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

社会福祉士（(1)(3)との兼務）	2名
保健師または地域保健の経験がある看護師（(1)(3)との兼務）	3名
主任介護支援専門員（(1)(3)との兼務）	1名
介護支援専門員（(1)(3)との兼務）	2名

(3)指定介護予防支援事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

社会福祉士（(1)(2)との兼務）	2名
保健師または地域保健の経験がある看護師（(1)(2)との兼務）	3名
主任介護支援専門員（(1)(2)との兼務）	1名
介護支援専門員（(1)(2)との兼務）	2名

2 管轄地域

野方1丁目（36～42・50～53番）、野方5丁目（7番1～4号、8・9番、35番4～10号）、大和町1丁目（1～11番、16～68番）、大和町2丁目（3～49番）、大和町3・4丁目、若宮1丁目（1～6番、7番1～9・15・16号、8番1～7・8（一部）・14～19号、9番、11番1・2号、17～23・28～59番）、若宮2・3丁目、白鷺1丁目

3 開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時

4 休日、夜間相談体制

(1)休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び1月3日、12月29日～12月31日

(2)相談体制

実施時間外は職員が交代で携帯電話にて相談を受け付ける。緊急時は「中野区緊急ケース処理の手引き」に沿って対応する。緊急時の電話相談に備え、あらかじめ関係各機関と協議し、連絡方法その他必要な事項について定める。

III 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第1号）

- ① 相談援助台帳の整備（中野区要支援者台帳情報システムを含む）
- ② 高齢者にかかる区のサービスについて情報提供
- ③ 介護予防に関する相談、指導、助言
- ④ 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整
- ⑤ オンラインを活用した相談やカンファレンスへの対応

(2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第2号）

より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業や高齢者支援専門ケース会議を活用する。

- ① 成年後見制度の利用に関する相談
 - A) 本人・家族からの相談や実態把握によって、その高齢者の心身の状況や生活状況等から、成年後見制度の利用について検討し、必要に応じて申請手続きや情報提供等の支援を行う
 - B) 区等と連携する必要がある場合には、ケース検討会議を開催する
 - C) より専門的な助言や支援が必要な場合は、成年後見支援センターやアシストなかのに相談し、必要に応じて連携する。区や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度を普及させるための広報や説明会の取り組みを行う
- ② 消費者被害の防止
 - A) 消費生活センターと情報連携を図る等、日常的に消費者被害に関する情報を収集し、消費者被害の防止を目的とした関係機関への周知や啓発活動を行う
 - B) 消費者被害に関する相談を聞き取り、被害に遭った高齢者の被害回復及び再発防止のために警察・消費生活センター・弁護士等につなげる等の支援を行う

(3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の4第2項第3号）

- ① 包括的・継続的ケアマネジメントの実施
 - A) ケアプランに関わる日常的、個別的な相談に対する支援を行う
 - B) サービス担当者会議の開催支援を行う
- ② 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援

- A) 地域の介護支援専門員が持つ支援困難ケースに指導・助言を行う
 - B) 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換及び日常的な連絡調整を行う
 - C) 地域での介護支援専門員のネットワークを構築する
- (4) 被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の4第1項第1号二の規定により実施する事業）の実施
- ① 要支援者及び事業対象者(以下「要支援者等」という)に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う
 - ② 適切なアセスメントの実施により、要支援者等の状況を踏まえた目標を設定し、要支援者等本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する
 - ③ ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や地域の社会資源を活用して、要支援者等が無理なく、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を達成できるよう努める
 - ④ 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、要支援者等の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援を行う
 - ⑤ ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努める。ただし、委託するケアマネジメントは、原則的なケアマネジメントに限る
 - ⑥ 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について(令和4年9月13日老認発0913第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)及び中野区総合事業手順書・介護予防ケアマネジメントの手引きを参考とする
- (5) 認知症の人および家族への支援業務の実施
- ① 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。なお、若年性認知症の人への支援については、若年性認知症相談窓口(地域包括ケア推進課)と連携を取る
 - ② より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チーム等を活用し、支援を行う
 - ③ 地域住民や関係機関等に対して、認知症サポーター養成講座や認知症予防講演会等の実施を通じて、認知症に関する正しい知識の普及啓発等を行う
- (6) 在宅療養者への支援の実施
- ① 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口(地域包括ケア推進課)や関係機関と連携をとり、適切な支援につなげる
 - ② 地域住民や関係機関等に対して、区と協力して、在宅療養に関する正しい知識の普及啓発を行う
 - ③ 在宅医療介護連携を推進するため、在宅療養を支える多職種間のコミュニケーションツールである医療介護情報連携 ICT システムを活用する。システムは、基本的には区が指定するものを使用する
- (7) 上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施
- ① 情報が寄せられやすい、信頼の置ける身近な支援センターを構築する
 - ② 高齢者通いの場等に出向き、虚弱高齢者情報等を積極的に収集する
 - ③ アウトリーチチームや民生委員等、地域のネットワークを活用して積極的な情報収集を行う
 - ④ 身近で相談しやすい場所づくりのため、出張相談を行う

- (8)上記の業務を実施する上での地域ネットワークの構築や活用
- ①社会資源マップを活用し、日ごろから区民活動センターや高齢者会館、高齢者通いの場に出向き、顔の見える関係づくりを行う
 - ②地域ネットワークの構築・強化のため、区や社会福祉協議会、民生委員、医療機関やサービス事業所等の会議・研修等に積極的に参加する
 - ③地域ネットワークの構成員に地域の状況や要望を聞き取り、新たな地域ネットワークの構築を図る
- (9)中野区地域包括支援センター運営協議会とのかわり
- ①運営協議会での協議内容、決定事項に沿った運営を行う
 - ②運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出する
 - ③運営協議会の求めに応じて、会議に出席する
- 2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく委託業務（法第17条）
- 「中野区高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて、関係機関と連携・相談しながら対応する。
- ① 高齢者及び養護者への相談・指導及び助言を行う（法第6条）
 - ② 通報・届け出の受理をする（法第7条、8条）
 - ③ 高齢者の安全の確認その他の事実確認をする（法第9条第1項）
 - ④ 養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施する（法第14条）
 - ⑤ 第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をする（法第27条）
- 3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の22の規定により実施する事業）
- 「中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第11号）」に基づき実施する。
- ① 予防給付に関するケアマネジメントを行うにあたっては、高齢者の状態に留意し、適切なケアプランの作成に努める
 - ② 高齢者の状態に即した具体的な目標を設定し、その達成のためのケアプランを策定する
 - ③ ケアプランの作成に関しては、予防給付のみならず、地域支援事業や地域の社会資源を活用し高齢者が無理なく、地域にとけこみながら目標を達成できるように努める
 - ④ 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援する
 - ⑤ ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては公正、中立な事業所の選定に努める
 - ⑥ 受諾者は先に締結した指定介護予防支援事業所の指定に関する協定について、内容等の変更が生じた場合は速やかに中野区との協定を変更するものとする
- 4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）
- ① 自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者についての実態調査と理由書類等の作成
 - ② 区からの依頼に基づき、在宅福祉サービスの受給者等についての状況調査及び担当課への報告
 - ③ 担当圏域外及び窓口開設時間外等の支援については、管理者の判断に基づいた対応と担当課への報告
 - ④ 中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査の実施

IV 運営体制

1 苦情対応

- ①利用者や家族、関係者等から寄せられた苦情は真摯に受け止め、苦情対応マニュアルに基づき、迅速丁寧に対応する
- ②管理者を苦情対応担当者とし、内容の聴き取りや所内共有、記録整備を行う
- ③法人内リスクマネジメント担当と共有し、より適切な対応を図り、再発防止に努める

2 職員研修

中野区主催の研修や外部研修、情報交換会等には、計画的に参加して資質向上を目指す。

また法人内研修への参加や伝達研修、定期的な事例検討を随時実施することにより、情報共有と課題解決能力を高めていく。

3 個人情報保護

事業実施に際しては、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則(平成2年規則第48号)第6条第1項に規定する以下の条件を遵守する。

- ①個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- ②委託事務以外の利用の禁止
- ③第三者への提供禁止
- ④複写の禁止
- ⑤提供資料の返還義務
- ⑥個人情報の管理に関する区の検査に応じる義務
- ⑦事故報告の義務
- ⑧再委託の禁止
- ⑨条件に違反した場合の契約解除に関する事及び損害賠償に関する事
- ⑩その他個人情報の保護に関し必要な事項

4 事故緊急時の対応

- ①事故発生時には事故管理マニュアルに基づき、迅速適切な対応を行う。また必要に応じて速やかに区へ報告し、指示を仰ぐ
- ②開設時間以外は「中野区緊急ケース処理の手引き」に基づき、24時間365日の対応を迅速かつ適切に行う
- ③災害時事業継続計画(BCP)の定期的な見直しと充実を図る。また研修や訓練の実施により、感染症や災害発生時でも可能な限り事業継続できるようにする

5 施設・設備

併設のすこやか福祉センター、高齢者会館、障害者相談支援事業所と連携して、来館者に事故等がないよう施設の安全管理を徹底する。また相談者が安心して相談できるようプライバシーの保護に配慮した相談スペースを確保する。

令和8年度 地域包括支援センター 事業実施スケジュール

鷺宮 地域包括支援センター

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合相談	相談・実態把握等業務	相談受付 / 実態把握訪問 / 台帳作成・管理 / 医療機関との連携												
		中野区高齢者調査の追跡調査												
権利擁護	相談等業務	各所(中野区成年後見支援センター・消費生活センター・すこやか福祉センター・高齢者専門相談係等)との連携 / 成年後見制度に関する相談・普及・啓発												
		大和町なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	大和町なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	大和町なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	大和町なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	大和町なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	脳いきいき講座 高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ	高齢者なんでも相談会 認知症サポーター養成講座 来らっせ
ケアマネジメント	ケアマネ後方支援等	サービス担当者会議への出席・同行訪問・個別ケース支援担当者会議の開催												
	ケアマネ支援関連事業	交流会の実施 / ケアマネランチミーティングの開催 / 上鷺宮地域包括支援センターとの連携												
介護予防	ケアプラン作成に関すること	主任介護支援専門員 ケース検討会												
		交流会の実施 / ケアマネランチミーティングの開催 / 上鷺宮地域包括支援センターとの連携												
地域ネットワークの形成	地域ネットワーク構築関連事業 (※主催分のうち主なもの)	介護予防支援 / 介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成にかかる業務の実施(アセスメント・モニタリング・評価等) / 委託プランの管理												
		各所(すこやか福祉センター・高齢者会館・民生児童委員等)との連携 / 家族会の後方支援												
職員の研修	職員研修実施及び参加	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	鷺宮・大和地区 民児協会議	
		地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議	地域密着型サービス 運営推進会議
その他	PR・周知関連事業、その他	相談、通報受理 / 実態把握、事実確認 / カンファレンス開催 / 被虐待者への支援 / 養護者支援 / 各所(すこやか福祉センター、高齢者専門相談担当、サービス事業所、医師、施設等関係機関)等との連携												
		地域包括支援センター初任、現任者研修 / 認知症関連研修 / 職場内研修 / 事例検討 / 権利擁護関連研修 / 社内研修												
その他	PR・周知関連事業、その他	地域包括支援センター運営協議会出席 / 会社HPへの記載 / 圏域内高齢者会館等での広報												
		熱中症対策事業			広報誌発行			広報誌発行			看護・社会福祉士実習生受入			広報誌発行

項目	内容
地域との連携	<p>昨年度は、地区ごとに3か所で民生委員と地域懇談会を開催し、地域の特性について共有することができた。今年度は、高齢者調査の結果も踏まえ、地域懇談会を開催し、地域の課題を共有していく。</p> <p>地域のサロン（9か所）や高齢者会館へ毎月顔を出し、「包括ニュース」を配布するなど、地域住民と顔を合わせることで、地域包括支援センターを周知し、必要時にご相談いただける関係を作っていく。</p> <p>地域や住民のニーズを把握し、必要な支援へつなげていく。</p>
健康・介護予防への取り組み	<p>近年の夏の高温に対して地域住民を熱中症から守るため、熱中症予防講座を各サロンで開催し、予防の普及啓発を図っていく。その際、区から配布された経口補水液を配布し、水分補給の参考にさせていただけるよう工夫する。</p> <p>昨年野方地区で開催した介護予防・健康講座（全5回）を今年度は沼袋地区で行い、住民自らが自身の健康を考える機会を作り、住民同士でつながる場としていく。</p>
医療と介護の連携	<p>例年行っている関係機関懇談会では、在宅の医療・介護関係者と病院関係者がテーマを持って意見交換を行う場となっている。それぞれが顔の見える関係となり、実際の業務の中でも連携がしやすくなっている。</p> <p>今年度は、入退院支援を強化できるよう、参加できる医療機関を増やし、開催していく予定である。医療と介護の多職種連携を強固にし、シームレスな入退院支援を実現していく。</p>
認知症への支援	<p>開設3年目を迎える「くらしの保健室～認知症ルーム～」では引き続き認知症や介護についての相談を受けながら、カフェとしての機能も生かし、ホッとできる時間が持てる場づくりを行う。</p> <p>認知症サポーター養成講座は、地域住民だけではなく地域の薬局や公共施設など日頃、認知症の方と接する方々にも受けていただき、地域で認知症の方やご家族を支えられる土壌を作っていく。またRUN 伴を通じ認知症への理解促進と支援の輪を地域に広げていく。</p>
ケース対応の強化	<p>虐待ケース・支援困難ケース・複合的課題のあるケースなど様々なケースに対応できるよう職員ひとりひとりのスキルアップに努める。ケースの共有や振り返りを行い、主担当のみならず多職種で支援を検討できる体制を作る。また必要時、他機関と連携し様々な視点で支援を検討できるようにする。</p>
地域づくり	<p>個別ケース対応から様々な地域課題を見出し、地域住民、関係者と共に、目指す地域とは何か、そこに向かって何ができるのかを考えていきたい。そのために地域包括支援センターとして地域住民、関係機関それぞれが繋がリネットワークが構築できるよう努めていく。</p>

※1 ページに収まるように記入してください。フォントサイズは変更しないでください。

令和8年度

中野区 江古田 地域包括支援センター 運営方針及び事業計画

I 運営方針

1 基本方針

- (1) 地域における高齢者の公的総合相談窓口として、公正・中立に運営する。
- (2) 関連各所と連携し、中野区が掲げている「支援を必要とするすべての人を対象とした地域包括ケア体制」の実現に向け、地域の多様な人々が、世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」を目指した活動を推進していく。
地域で懇談会を開催し、住民の方々と共に支え合いの輪を広げる活動を進めていく。
- (3) 複合的な課題を抱えるケースについては、相談者1人1人の課題に応じて、北部すこやか福祉センターのアウトリーチチームや保健師・障害者相談支援事業所等と連携し、多職種で支援を検討していく。
- (4) 認知症になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「認知症バリアフリー」を目指す。
一昨年開設した「くらしの保健室～認知症ルーム」の運営の継続を行う。認知症の方が安心して過ごせる場づくりのほか、認知症についての正しい知識の普及啓発、意思決定支援や家族支援など認知症について、さまざまな相談が気軽にできる場づくりを行っていく。
- (5) 地域の医療機関との地域連携カンファレンスや関係機関との懇談会を行い、病院や地域の介護保険事業所等との連携を図り、住民が住み慣れた地域での生活が安心して継続できる体制を整備していく。
- (6) 3職種の専門性を活かすため、日々の情報共有や支援方針会議を行い、江古田地域包括支援センターとして個別ケースの対応力を強化していく。また地域へ積極的に出向き住民とつながっていくことでネットワークの構築を図っていく。

2 人材育成方針

- (1) 職員ひとりひとりの対応力を高めていくため、ケースの振り返りを行いながら、OJT教育を強化し実践力を高める。また、職員の資格取得のための支援を行いチームとしての実践力を高めていく。
- (2) 職員がやりがいを持ちながら業務を行っていただけるように、職場環境を整備する。
- (3) 職員ひとりひとりが年間目標を決めて業務に取り組んでいただけるよう 前期・後期で個人面接を行い自己評価や振り返りを管理者と行う。
- (4) 個人が困難を抱えてバーンアウトしないよう、サポート体制を整える。ストレスチェックの実施やメンタルヘルス研修等を受講することでセルフケアを行い、心身ともに健康に業務が行えるようにしていく。

II 事業実施体制

1 職員の配置

(1) 包括的支援事業担当者

社会福祉士	3名
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名
主任介護支援専門員	1名

(2) 介護予防・生活支援サービス事業担当者 (専任・兼務がわかるようにしてください)

社会福祉士	3名（兼務）
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名（兼務）
主任介護支援専門員	1名（兼務）
介護支援専門員	1名（兼務）

(3) 指定介護予防支援事業担当者（専任・兼務がわかるようにしてください）

社会福祉士	3名（兼務）
保健師または地域保健の経験がある看護師	2名（兼務）
主任介護支援専門員	1名（兼務）
介護支援専門員	1名（兼務）

2 管轄地域

新井3丁目38番、沼袋全域、江古田1丁目40～43番、江古田2～4丁目、丸山全域、野方3～4丁目、野方5丁目1～6番、7番（1～4号を除く）、10～34番、35番1,2号、野方6丁目1～35番、36番13～15号、40番1～3,15～22号、41～44番、45番11～17号、47番1号、48～51番、若宮1丁目7番10～14号、8番8（一部）、9～13号、10番、11番5～15号、12～16,24～27番

3 開設時間

月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時まで

国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

4 休日、夜間相談体制

休日や開設時間外は携帯電話に転送し、相談に対応する。

緊急な対応が必要な場合は「中野区緊急ケース処理の手引き」に沿って適切に対応する。

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 被保険者等に対する相談支援業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第1号）

ア 相談援助台帳の整備（中野区要支援者台帳情報システムを含む）

イ 高齢者にかかる区のサービスについての情報提供

ウ 介護予防に関する相談、指導、助言

エ 保健福祉サービス等の相談、申請代行・受理、関係機関との連絡調整

(2) 被保険者等に対する権利擁護業務の実施（介護保険法第115条の4第2項第2号）

高齢者等に対する権利擁護業務を行う。権利擁護事業相談・支援全般について、より専門的な助言が必要な場合は、法務支援事業を活用すること。

ア 成年後見制度の利用に関する相談

① 本人・家族からの相談や実態把握によって、その高齢者の心身の状況や生活状況等から、成年後見制度の利用について検討する。

② 地域のネットワークの中で、区等と連携して支援する必要がある場合は、権利擁護に関するケース検討会議を開催する。

③ より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、社会福祉協議会の権利擁護事業（成年後見支援センター、アシストなかの）に相談し、必要に応じて連携する。

④ 中野区や社会福祉協議会と連携し、成年後見制度（法定後見・任意後見）を普及させるための広報や説明会の取り組みを行う。

イ 消費者被害の防止

① 消費生活センターと情報連携を図る等、日常的に消費者被害に関する情報を収集し、消

- 費者被害の防止を目的とした関係機関への周知や啓発活動を行う。
- ② 消費者被害に関する相談を聞き取り、被害に遭った高齢者の被害回復および再発防止のために警察・消費生活センター・弁護士等につなげる等の支援を行う。
- (3) 被保険者に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援の実施（介護保険法第115条の45第2項第3号）
高齢者等に対する長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う。
ア 包括的・継続的ケアマネジメント支援
① ケアプランに関わる日常的、個別的な相談について支援を行う。
② サービス担当者会議の開催支援を行う。
イ 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する支援
① 地域の介護支援専門員が持つ支援困難ケースに指導、助言を行う。
② 担当区域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換及び日常的な連絡調整を行う。
③ 地域での介護支援専門員のネットワークを構築する。
- (4) 被保険者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の45第1項第1号二の規定により実施する事業）の実施
居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画に係る介護予防支援を受けている者を除く。）に対する介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を行う。
ア 要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
イ 適切なアセスメントの実施により、要支援者等の状況を踏まえた目標を設定し、要支援者等本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。
ウ ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や地域の社会資源を活用して、要支援者等が無理なく、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を達成できるよう努める。
エ 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、要支援者等の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援を行う。
オ ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努めること。ただし、委託できるケアマネジメントは、原則的なケアマネジメントに限る。
カ 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について（令和4年9月13日老認発0913第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）及び中野区総合事業対応手順書・介護予防ケアマネジメントの手引きを参考とする。
- (5) 認知症の人および家族への支援業務の実施
ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
なお、若年性認知症の人への支援については、若年性認知症相談窓口（地域包括ケア推進課）と連携を取る。
イ より専門的な助言や技術的支援が必要な場合は、認知症初期集中支援チーム等を活用し、支援を行う。
ウ 地域住民や関係機関等に対して、認知症サポーター養成講座や認知症予防講演会等の実施を通じて、認知症に関する正しい知識の普及啓発等を行う。
エ 一昨年度開設した「くらしの保健室～認知症ルーム」を継続し、介護するご家族の個別相談に応じるとともに、家族同士が交流できる場づくりなど家族支援を行っていく。
オ 認知症の方が安心して過ごせる場や活躍できる場づくり、意思決定支援にも力を入れていく。

(6)在宅療養者への支援の実施

- ア 在宅療養者やその家族に対し、在宅療養相談窓口（地域包括ケア推進課）や関係機関と連携をとり、適切な支援につなげる。
- イ 地域住民や関係機関等に対して、区と協力して、在宅療養に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- ウ 在宅医療介護連携を推進するため、在宅療養を支える多職種間のコミュニケーションツールである医療介護情報連携 ICT システムを活用すること。システムは、区が指定するものを使用する。

(7)上記各号の業務を実施する上で必要な被保険者等の実態把握の実施

- ア 地域のネットワークを活用した、積極的な情報収集を行う。
- イ 情報が寄せられやすい、信頼の置ける身近な支援センターを構築する。
- ウ 虚弱高齢者を早期発見、早期対応するために、高齢者会館、まちなかサロン等の通いの場に出向き、積極的に情報収集を行うとともに、必要に応じて個別の相談に応じる。

(8)上記の業務を実施する上で地域のネットワークの構築や活用

- ① 地域のネットワークを活用し、既存の社会資源やニーズを把握した上で、必要に応じ地域の社会資源マップとリストを作成する。
- ② 地域包括支援ネットワークの構築、再構築を行い、ニーズに基づいて必要な連絡調整を行う。
- ③ ネットワークの維持・発展のため、目的を確認しながらコーディネートを行う。
- ④ ネットワーク強化に向けた取り組みとして、区が開催する各種会議や講演会に構成員として参加する。
- ⑤ すこやか単位の地域ケア会議等において、地域に不足している社会資源について話し合い、連携や協働することによって、新たな社会資源が開発されるよう働きかける。
- ⑥ 地域のサロンや集まりへ定期的に顔を出し、活動の後方支援や出張相談会を行い関係を深める。
- ⑦ 地区民生児童委員協議会へ参加し、情報提供・情報交換に努めると共に、連携しやすい関係を構築する。
- ⑧ 地域代表により第三者協議会を設置し、活動状況や課題、苦情等報告を行うと共に、運営方法や地域の課題、ネットワーク構築等に関する意見を聴取する。
- ⑨ 地域で活躍する団体主催の交流会や講演会等に積極的に参加する。
- ⑩ 近隣の社会福祉法人が運営する社会福祉施設や医療機関と連携し、地域課題の共有・解決に務める。
- ⑪ 担当地域の主任介護支援専門員との共催により、介護支援専門員とのランチミーティング等を毎月実施する。
- ⑫ 地域における個別ケース検討会議には、医師や薬剤師、サービス事業所へも積極的に参加を依頼し、多職種での連携を強化する。
- ⑬ 協力医や地域の医師・医療機関等との連携の会を定期的に開催する。
- ⑭ 圏域の施設の運営推進会議等への出席を通じて、事業所の現状と運営状況を共有することにより、地域の情報交換やネットワーク構築の一助とする。

(9)中野区地域包括支援センター運営協議会とのかかわり

- ア 運営協議会での協議内容、決定事項に沿った運営を行う。
- イ 運営協議会の求めに応じて、事業計画等を提出する。
- ウ 運営協議会の求めに応じて、会議に出席する。
- エ 運営協議会への支援センター業務についての報告は、地域包括ケア推進課を通して行う。

2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の業務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく委託業務（法第17条）

- ① 高齢者及び養護者への相談・指導及び助言を行う（法第6条）
- ② 通報・届け出の受理をする（法第7条、8条）
- ③ 高齢者の安全の確認その他の事実確認をする（法第9条第1項）
- ④ 養護者に対する相談、指導、助言その他必要な対応を実施する（法第14条）
- ⑤ 第三者による財産上の不当取引による高齢者被害の相談、関係機関の紹介をする（法第27条）

具体的な実施方法は、『中野区高齢者虐待対応マニュアル』に沿って行う。

- 3 予防給付に関するケアマネジメント（介護保険法第115条の22の規定により実施する事業）
居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画に係る介護予防支援を受けている者を除く。）に対する介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を行う。（介護保険法第115条の45第1項第1号二）
 - ア 要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
 - イ 適切なアセスメントの実施により、要支援者等の状況を踏まえた目標を設定し、要支援者等本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。
 - ウ ケアプランの作成に関しては、介護予防・日常生活支援総合事業のみならず、その他の地域支援事業や地域の社会資源を活用して、要支援者等が無理なく、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、目標を達成できるよう努める。
 - エ 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、要支援者等の気持ちに寄り添いながら、次の段階に進めるよう支援を行う。
 - オ ケアマネジメントの居宅介護支援事業所への一部委託にあたっては、公正でスムーズな委託に努めること。ただし、委託できるケアマネジメントは、原則的なケアマネジメントに限る。
 - カ 具体的な実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について（令和4年9月13日老認発0913第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）及び中野区総合事業対応手順書・介護予防ケアマネジメントの手引きを参考とする。

- 4 在宅福祉事業審査事務（中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を含む）
 - ① 自立支援住宅改修・日常生活用具給付申請者について実態調査及び書類等作成する。
報告先：中野区地域包括ケア推進課
 - ② 区からの依頼に基づき、区在宅福祉サービスの受給者等について、現在の状況を調査し、実態を把握する。
報告先：中野区地域包括ケア推進課
 - ③ 援護者の支援にあたり、管轄地域外及び窓口開設時間外等に訪問業務等の必要が生じた場合は、管理者の判断に基づき、必要な業務を行う。
報告先：中野区地域包括ケア推進課
 - ④ 中野区高齢者実態把握事業要綱に基づく調査を実施する。
報告先：中野区地域活動推進課

IV 運営体制

1 苦情対応

- ア 苦情については真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応する。
- イ 法人・区へ状況を報告するとともに、再発防止策を講じる。
- ウ 江古田地域包括支援センター苦情対応マニュアルについて、職員への周知徹底を図る。

2 職員研修

職員は下記の研修に参加し、様々な機会を通じて個人の知識や技術の習得に努める。参加した研修はセンター内で伝達し、職員間で共有するものとする。オンラインにて開催される研修にも積極的に参加する。

- (1) センター内研修：事例検討会・勉強会
- (2) 法人内研修：法人本部主催、法人内他施設主催の研修会や管理者研修・中堅研修等
- (3) 外部研修 ①中野区、東京都、国が主催する研修 ②社会福祉士、保健師（看護師）、介護支援専門員が所属する職能団体の主催する研修 ③中野区介護サービス事業所連絡会主催の研修
- (4) 個人の資格取得などスキルアップへの支援

3 個人情報保護

事業の実施に際しては、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則（平成2年規則第48号）第6条第1項に規定する以下の条件を遵守する。

- ① 個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損の防止
- ② 委託事務以外の利用禁止
- ③ 第三者への提供の禁止
- ④ 複写の禁止
- ⑤ 提供資料の返還又は廃棄の義務
- ⑥ 個人情報の管理に係る検査に応ずる義務
- ⑦ 事故報告義務
- ⑧ 再委託の禁止
- ⑨ 条件に違反した場合の契約解除に関する事及び損害賠償に関する事
- ⑩ その他個人情報の保護に関し必要な事項
- ⑪ 以下の情報をメールで送信する際には、パスワードをメールに設定したうえでメールに添付する

<区民情報>

氏名、生年月日、住所、個人に割り振られる公的な番号（介護保険被保険者番号、住基宛名番号など）、対応記録が記載されたファイル（法務支援相談、初期集中支援）

<職員情報>

履歴書、資格証

- ⑫ パソコンにはパスワードを設定する
- ⑬ 情報の持ち出しは禁止する
やむを得ず持ち出す際は持ち出し簿に記載し、管理者が確認のうえ持ち出す
持ち出す情報の取扱いに際しては、十分な注意を払い、移動時には情報を保護するためにファスナー付きの自転車カバーを使用する
持ち出した情報は、戻り次第管理者が確認のうえ破棄する

4 事故緊急時の対応

- ① 事故・緊急時は、迅速・適正な処置を行い、必要な場合は中野区に指示を求め、終了後は処理状況を報告する。
- ② 休日・夜間の緊急対応は、中野区の夜間休日緊急時対応マニュアルに基づく。
- ③ 事故の予防や対策、再発防止策、運営の改善などについて検討するリスクマネジメント検討委員会を法人内に設置・定期的に委員会を開催し組織的に対応する。
- ④ 大規模地震が発生した場合は、法人と中野区が締結した協定に基づき、江古田包括エリアの高齢者に対して必要な支援を行う。
事業継続計画に則り、災害時等にも対応していけるよう、定期的に防災訓練（机上訓練等）を行い、緊急時にも対応できる体制を整える。

5 施設・設備

北部すこやか福祉センターの2階に設置。設備・備品類の設置は、センターが所属する施設の方針や実情に合わせて設置する。

令和8年度 地域包括支援センター 事業実施スケジュール

江古田地域包括支援センター

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談	相談・実態把握等業務	〔適宜、随時対応〕 来所が困難な場合や実態把握が必要と思われるケースには訪問にて対応。中野区高齢者専門相談係、アウトリーチチームからの依頼に基づき、実態把握。地区民児協、老人会などに参加し、相談の機会を確保。相談援助台帳の整備 出張相談：あさひの家（まちなかサロン・旭公民館）毎月第3土曜日午前、東山コーヒースalon（東山高齢者会館）毎月第4金曜日午前、サロン・ド・つつじ（沼袋つつじ会館）毎月第2月曜日午前、ポコアポコ（ボランティアグループ）偶数月第4月曜日午前、サロン丸山にてまちなか保健室の実施支援：偶数月第三金曜日午後、東山高齢者会館事業協											
		中野区高齢者調査・追跡調査 3/23～6/30											
権利擁護	相談等業務	北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議 北部すこやか支援検討会議											
		〔適宜、随時対応〕 地域の様々な関連部署より地域の情報を収集し、高齢者専門相談係や、すこやか福祉センターの保健師、成年後見支援センター、アシストなかの、リーガルサポート、パートナー等と連携して対応を行う。認知症サポーター養成講座を開催し、地域に認知症の理解者を増やしていく。認知症による支援困難ケースについては認知症初期集中支援チームや相談を行う。地域包括ニュース（機関誌）を通して、地域包括支援センターの周知のほか、介護保険制度や区サービスの案内、権利擁護事業の普及啓発を行う。年3回開催される法務支援事業に事例を提出し、弁護士から助言を受ける。年4回開催される高齢者支援専門ケース会議へ事例を提出し専門職から助言を受ける。											
ケアマネ支援	ケアマネ後方支援等	ケアマネジャーからの相談に対しては、個別のケースに合わせて情報提供や同行訪問、医療との連携支援、ケアカンファレンスの開催支援などを行う。中野区事業者連絡会ケアマネ部会と連携。介護予防支援の委託を通しての介護支援専門員との関係づくりを必要時支援実施する。 困難事例は協働して対応を検討する。											
		ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング ランチミーティング											
	ケアマネ支援関連事業	北部地域包括連携会議 北部地域包括連携会議 ケアマネージャー交流会①(事例検討会)(交流検討会) 北部地域包括連携会議 北部地域包括連携会議 ケアマネージャー交流会②(事例検討会)(交流検討会) 北部連携会議 北部連携会議 他職種連携交流会(事例検討会)											
		個別ケース検討会議 全体会 個別ケース検討会議 運営会議 ① 個別ケース検討会議 運営会議 ② 個別ケース検討会議 運営会議 ③ 個別ケース検討会議 運営会議 ④ 個別ケース検討会議 全体会 主任ケアマネ連絡会 主任ケアマネ連絡会											
介護予防	ケアプラン作成に関すること	短期集中予防サービス、住民主体サービス利用者の開拓。地域内にある高齢者のサロンや高齢者会館、老人会等に向き、基本チェックリストを実施。予防が必要と思われる高齢者候補者へ連絡し、介護予防事業へ参加を促していく											
		介護予防事業利用候補者宅への訪問、アセスメント、介護予防プランの作成。事業参加開始前、参加中、事業終了後のモニタリング、評価 介護予防教室 脳いきいき講座 介護予防教室 介護予防教室 介護予防教室 介護予防教室											
地域ネットワークの形成	地域ネットワーク構築関連事業(※主催分のうち主なもの)	地域住民や地域の関係者と懇談会や交流会などを行い協働できる関係を構築する。5つの社会福祉法人と地域の状況について情報交換会を実施する。 町会・自治会・老人会へ顔を出し											
		江古田地域5法人相談員情報交換会 協力医との連携 関係機関懇談会 地域懇談会 地域懇談会 地域懇談会 近隣病院との連携会議 協力医との連携 関係機関懇談会 江古田地域5法人相談員情報交換会 江古田地域5法人相談員情報交換会 江古田地域5法人相談員情報交換会 江古田地域5法人相談員情報交換会 江古田地域包括協議会(第三者委員)											
防犯	相談・通報受理・事実確認・養護者支援等業務	〔適宜、随時対応〕 24時間の高齢者虐待の通報窓口として相談への対応、通報受理、高齢者専門相談係への報告、実態把握、コアメンバー会議への出席、ケースカンファレンスなどを実施する。東京都が主催する高齢者虐待関連の研修に適宜参加する。ケアマネジャーとの情報交換会、個別ケース検討会議等で実態の把握、対応等を共有し、虐待防止の観点から個人情報に十分留意しながら事例の共有に努める。 特殊詐欺や消費者被害の相談があった場合は、警察や消費生活センターとも連携し、被害拡大防止に努める。											
		虐待委員会 虐待委員会 虐待委員会 虐待防止委員会 虐待委員会 虐待委員会 虐待委員会 虐待委員会 虐待防止委員会 虐待委員会 虐待委員会 虐待委員会											
職員研修	職員研修実施及び参加	厚生労働省、東京都、中野区主催の研修、精神保健福祉センター、各職能団体主催の研修に随時参加する。権利擁護や介護予防、認知症など専門性を高めるための研修のほか、地域での生活支援体制整備に関する研修など地域づくりに関する研修へも参加する。											
		各種研修の振り返り、所内勉強会を定期的に開催する。事例検討会・介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員更新研修、キャラバンメイト研修を適宜受ける。											
その他	PR・周知関連事業、その他	グループホーム、小規模多機能運営推進会議 東山まつり参加 江古田ニュース発行											
		グループホーム、小規模多機能運営推進会議 看護学生実習受入 江古田ニュース発行 RUN半											